

# 第3期田布施町 子ども・子育て支援 事業計画

子どもの笑顔と元気を  
地域みんなが支える 田布施



令和7(2025)年3月  
田布施町



## はじめに



次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、社会共通の願いです。

しかし、近年の全国的な少子化は、田布施町も例外ではなく、地域社会の活力を奪い、将来的な経済発展にも影響を及ぼす課題となっております。

本町は、平成27年3月に「田布施町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月「第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、社会全体で子育て支援に取り組んでまいりました。

また、国においては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども家庭庁」を創設し、子どもに関する政策を一元的に推進する体制を整え、子どもの権利を保障するための法律「こども基本法」や「こども大綱」が策定されました。

このように国の状況が大きく変革するなか、令和6年度に第2期の計画が最終年度を迎えることから、新たに、子ども・子育てを巡る環境の変化や課題に対応した「第3期田布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今期計画では、親が子どもの成長を喜び、安心して子どもを産み育てることができ、「田布施町は子育てがしやすい」と思えるよう、本計画の基本理念である「子どもの笑顔と元気を 地域みんなが支える 田布施」の実現を目指してまいります。

家庭、地域、学校等におかれましても、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携、協働し、共に計画推進に取り組んでいくことで、地域の子育て支援の充実を図っていきたいと考えております。より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、田布施町子ども・子育て会議の委員の皆様から心から感謝申し上げますとともに、引き続き、町政に対するご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

田布施町長 東 浩 二

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 第2期計画策定後の国の動向	4
3 計画の性格・位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 策定の方法	6

## 第2章 子どもを取り巻く現状

1 少子化の状況	9
2 家庭の状況	12
3 女性の就労状況	14

## 第3章 第2期取組の評価

1 子育て支援全般の評価	17
2 第2期計画の基本目標別の取組と評価	18

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の視点	31
2 基本理念と目指す姿	32
3 基本目標	33
4 計画の体系	34

## 第5章 計画の取組

基本目標1 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり	37
基本施策1-1 教育環境の充実	37
基本施策1-2 次代を担う力の育成の充実	38
基本施策1-3 子どもが安心して暮らせる環境づくり	40
基本目標2 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり	42
基本施策2-1 障がいのある子どもと家庭への支援の充実	42
基本施策2-2 子どもの人権を守る環境づくり	43
基本施策2-3 困難な状況にある子どもへの支援の充実	44

基本目標 3 子育てを支える体制づくり	46
基本施策 3-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり	46
基本施策 3-2 子育てを支援する事業の充実	48
基本施策 3-3 子育て支援のネットワークづくり	51
基本目標 4 仕事と子育てを両立させる社会づくり	52
基本施策 4-1 保育サービスの充実	52
基本施策 4-2 ワーク・ライフ・バランスの推進	53

## 第6章 量の見込みと確保方策

---

1 提供区域の設定	57
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	57
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	59

## 第7章 計画の推進

---

1 地域との協働体制の構築	71
2 計画の推進体制	71
3 計画の進行管理	71
4 計画の指標	71

## 資料

---

1 田布施町子ども・子育て会議条例	75
2 田布施町子ども・子育て会議委員名簿	77
3 子ども・子育て支援法（抜粋）	78



● ● 第1章 計画策定にあたって ● ●



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国においては、急速な少子・高齢化の進行や労働力人口の減少が社会や経済に大きな影響を与えています。このような社会情勢のなか、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の就労環境の変化等に伴い、子どもと子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待や不登校、子どもの自殺、子どもの貧困、ヤングケアラー等の課題が顕在化しています。

国においては、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月にこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、さらに、同年12月にはこども基本法に基づき、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

さらに、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6（2024）年6月に成立しました。

本町においては、令和2（2020）年3月に「子どもの笑顔と元気を地域 みんなが支える 田布施」を基本理念とした「第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。第2期計画期間においては、3歳から5歳の子どもの教育・保育料の無償化（令和元（2019）年10月から）、子育て世代包括支援センター（2525(にこにこ)たぶせ）の設置、産後ケア事業、おむつ定期便等、家庭、地域、教育・保育機関、企業と協働し、子どもの成長、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

この度、子どもや子育てをめぐる社会情勢や第2期計画の取組の状況を踏まえ、未来の田布施町を担う子どもが、笑顔で健やかに成長し、幸せに生活することができるよう、また、子育て家庭が「田布施町は子育てがしやすい」と感じることができるよう、「第3期田布施町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域が一体となった子ども・子育て支援の取組のさらなる充実を図ります。

## 2 第2期計画策定後の国の動向

<p>令和4（2022）年 6月</p>	<p>➤ 児童福祉法の改正 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が盛り込まれました。</p>
<p>令和5（2023）年 4月</p>	<p>➤ こども家庭庁の発足 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を社会の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、これまで複数の省庁に分散していた子どもに関する行政を一本化するためにこども家庭庁が発足しました。</p> <p>➤ こども基本法の施行 すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。</p>
<p>令和5（2023）年 12月</p>	<p>➤ こども大綱の閣議決定 すべての子どもと若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、これまで別々に作成、推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。</p>
<p>令和6（2024）年 6月</p>	<p>➤ 子ども・子育て支援法等の改正 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、支給対象を18歳まで拡大することを含む重要な改正です。また、働いていない保護者でも子どもを保育所等に預けられる「こども誰でも通園制度」の導入や育児休業給付の拡充が盛り込まれました。</p>
<p>令和6（2024）年 6月</p>	<p>➤ 子どもの貧困対策推進法の改正 改正により、法律名が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更され、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。</p>

### 3 計画の性格・位置づけ

- ◆ 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策の計画」として、本町が今後進めていく子育て支援施策、少子化対策の方向性や目標を総合的に定める計画です。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項】

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- ◆ 本計画は、上位計画である「第6次田布施町総合計画」、「第3次田布施町地域福祉計画」、関連計画である「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「田布施町健康増進計画」、「田布施町障がい者計画（第6期）」、「第4次田布施町男女共同参画プラン」等との整合性を図り策定しました。
- ◆ 国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」と整合性を図り策定しました。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。  
 ただし、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2期田布施町子ども・子育て支援事業計画					第3期 田布施町子ども・子育て支援事業計画				

## 5 策定の方法

### (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

町民の子育て意識や実態を把握するため、未就学児童の保護者及び小学生の保護者のニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

対象	未就学児童がいる世帯	小学生がいる世帯
抽出方法	無作為抽出法	
調査方法	郵送法（インターネットによる回答を併用）	
対象数	357	431
有効回収数	181	233
有効回収率	50.7%	54.1%

### (2) 子ども・子育て会議での協議

幅広い関係者の参画による施策の展開と町民の声が計画に十分に反映されることを目的に、町民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「田布施町子ども・子育て会議」において、計画に関する意見などの集約を図り、策定しました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和6（2024）年12月16日から令和7（2025）年1月6日まで、パブリックコメントを実施しました。

## ● ● 第2章 子どもを取り巻く現状 ● ●



## 第2章 子どもを取り巻く現状

### 1 少子化の状況

#### (1) 年少人口の推移

本町の国勢調査による総人口は、減少傾向にあり、令和2（2020）年の総人口は5年前の平成27（2015）年と比較すると5.4%減少しています。

また、令和2（2020）年の14歳以下の年少人口は1,558人であり、平成27（2015）年と比較すると16.9%減少しており、少子化が進行しています。

総人口に占める年少人口割合は、低下傾向にあり、令和2（2020）年は全国・山口県よりも低くなっています。

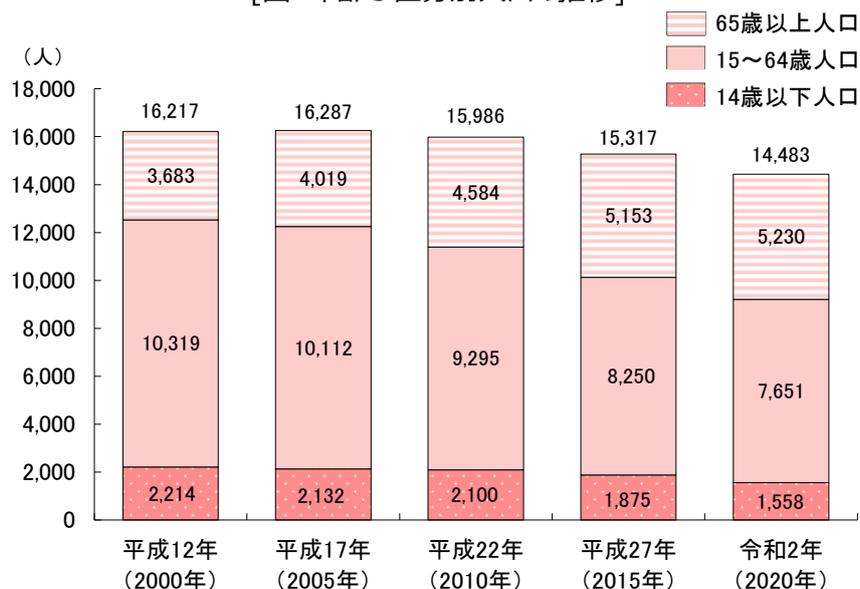
[表 年齢3区分別人口・構成比の推移]

(人)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	16,217	16,287	15,986	15,317	14,483
14歳以下人口	2,214 13.7%	2,132 13.1%	2,100 13.1%	1,875 12.3%	1,558 10.8%
15～64歳人口	10,319 63.6%	10,112 62.2%	9,295 58.2%	8,250 54.0%	7,651 53.0%
65歳以上人口	3,683 22.7%	4,019 24.7%	4,584 28.7%	5,153 33.7%	5,230 36.2%

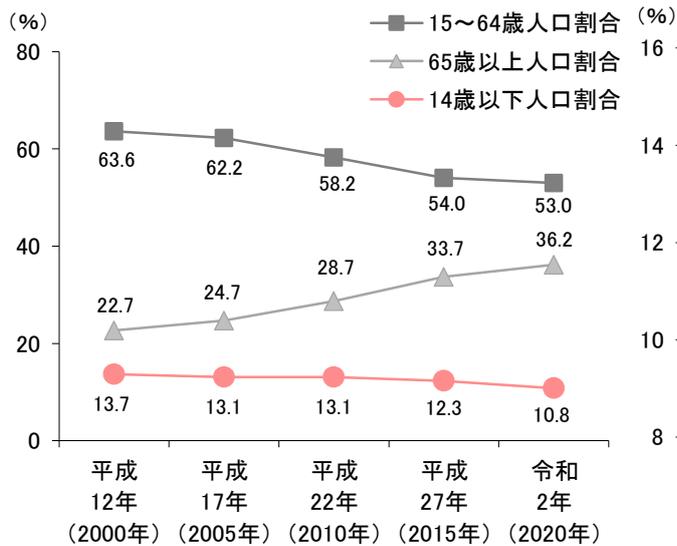
注) 総人口には年齢不詳人口を含む。下段は総人口（年齢不詳を除く。）に対する割合  
資料：国勢調査

[図 年齢3区分別人口の推移]

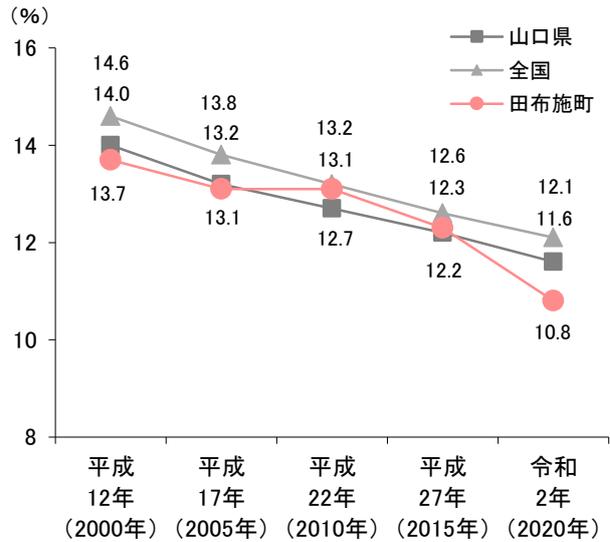


資料：国勢調査

[図 年齢3区分別人口割合の推移]



[図 14歳以下人口割合の推移]



資料：国勢調査

## (2) 出生の動向

本町の出生数は、平成29（2017）年以降減少傾向にありましたが、令和3（2021）年、令和4（2022）年は増加し、令和5（2023）年は51人と再び減少しています。

出生率（人口1,000対）は、令和4（2022）年に上昇しましたが、令和5（2023）年は低下しています。

[表 出生数・出生率の推移]

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数 (人)	86	95	78	75	75	52	64	75	51
出生率 (対千人)	5.5	6.1	5.0	4.9	4.9	3.5	4.3	5.2	3.6

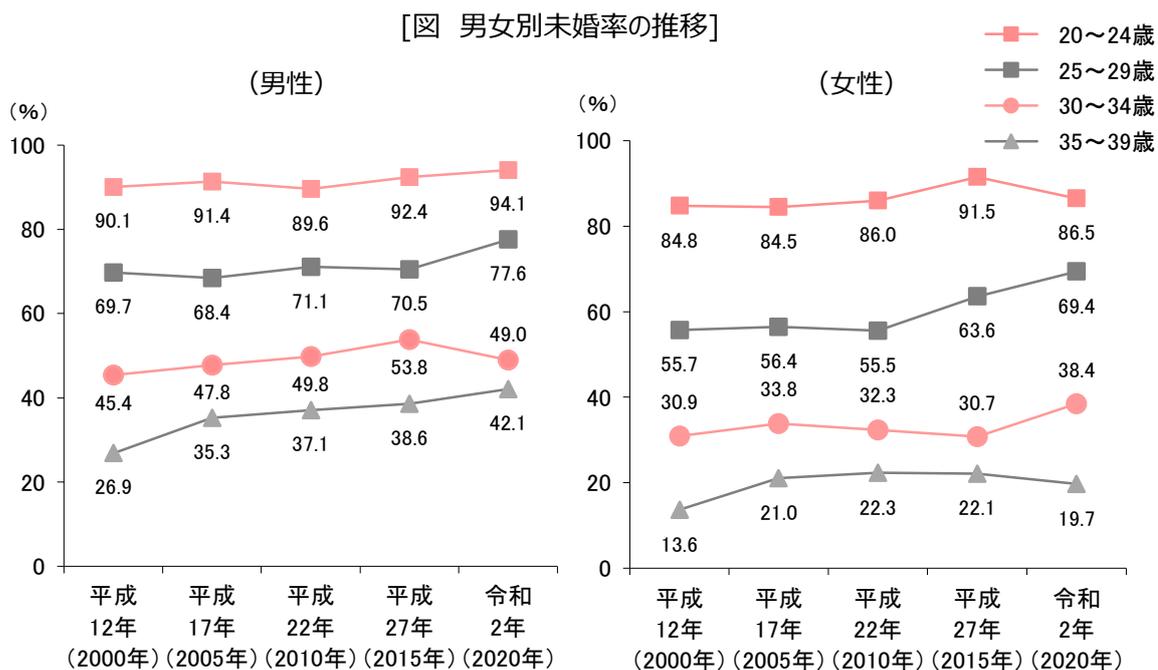
資料：田布施町  
注) 出生率 = 人口1,000対

### (3) 未婚率の推移

本町の男女別の未婚率は、男性の30～34歳、女性の20～24歳と35～39歳を除き、いずれの年齢層も上昇しています。

令和2（2020）年の35～39歳の男性の未婚率は、平成12（2000）年と比較すると、15.2ポイント上昇しています。

令和2年（2020）年の25～29歳の女性の未婚率は、平成12（2000）年と比較すると13.7ポイント上昇しています。



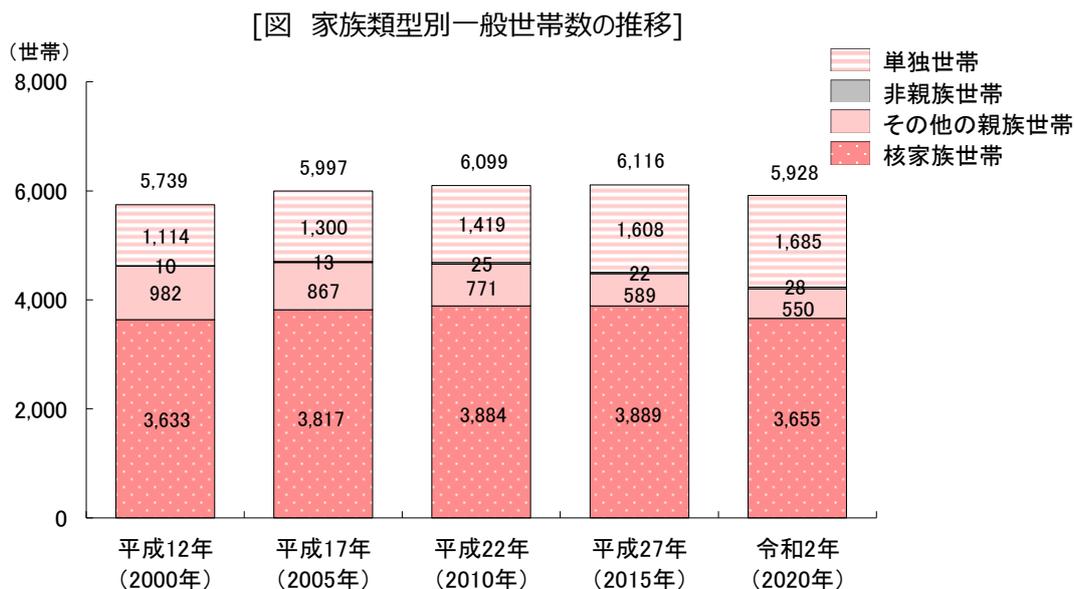
資料：国勢調査

## 2 家庭の状況

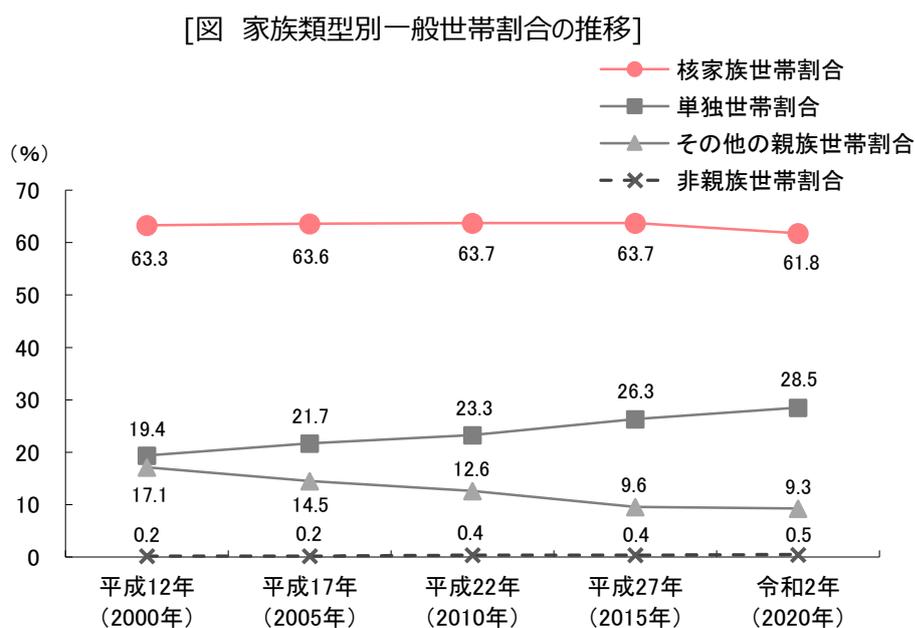
### (1) 家族類型別一般世帯数の推移

本町の一般世帯数は、平成27(2015)年までは増加傾向にありましたが、令和2(2020)年は、平成27(2015)年と比較すると3.1%減少しています。

一般世帯数全体に占める家族類型別の割合は、核家族世帯、その他の親族世帯ともに低下しており、単独世帯が上昇しています。



\* 世帯総数は、家族類型不詳世帯を含む。  
資料：国勢調査

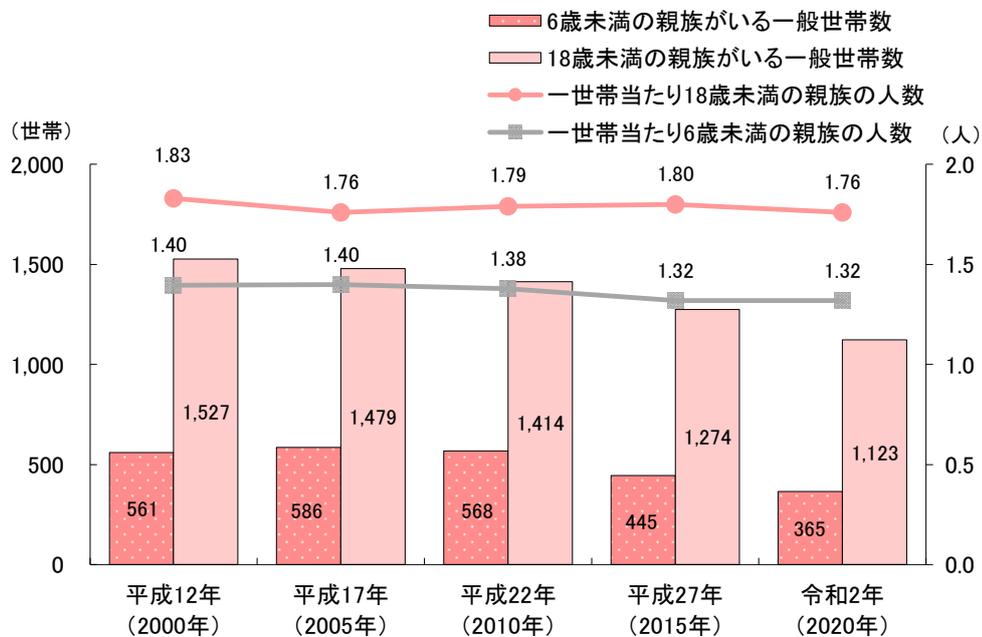


資料：国勢調査

6歳未満の親族がいる一般世帯と、18歳未満の親族がいる一般世帯は減少傾向にあります。

また、一世帯当たり6歳未満の親族の人数は減少傾向にあり、一世帯当たり18歳未満の親族の人数は横ばいで推移しています。

[図 一世帯当たりの子どもの数の推移]

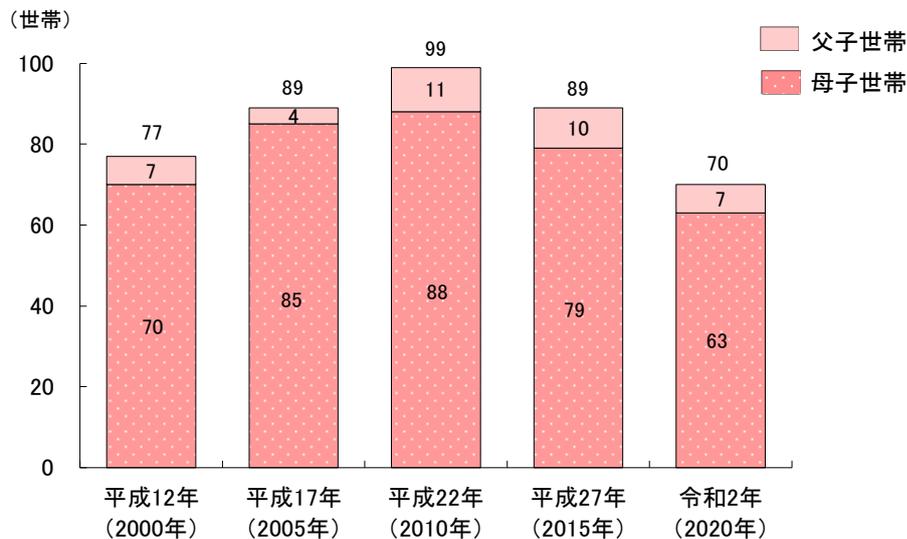


資料：国勢調査

## (2) ひとり親世帯の状況

本町の令和2（2020）年のひとり親世帯数は70世帯であり、平成27（2015）年と比較すると大きく減少しています。

[図 母子・父子世帯数の推移]



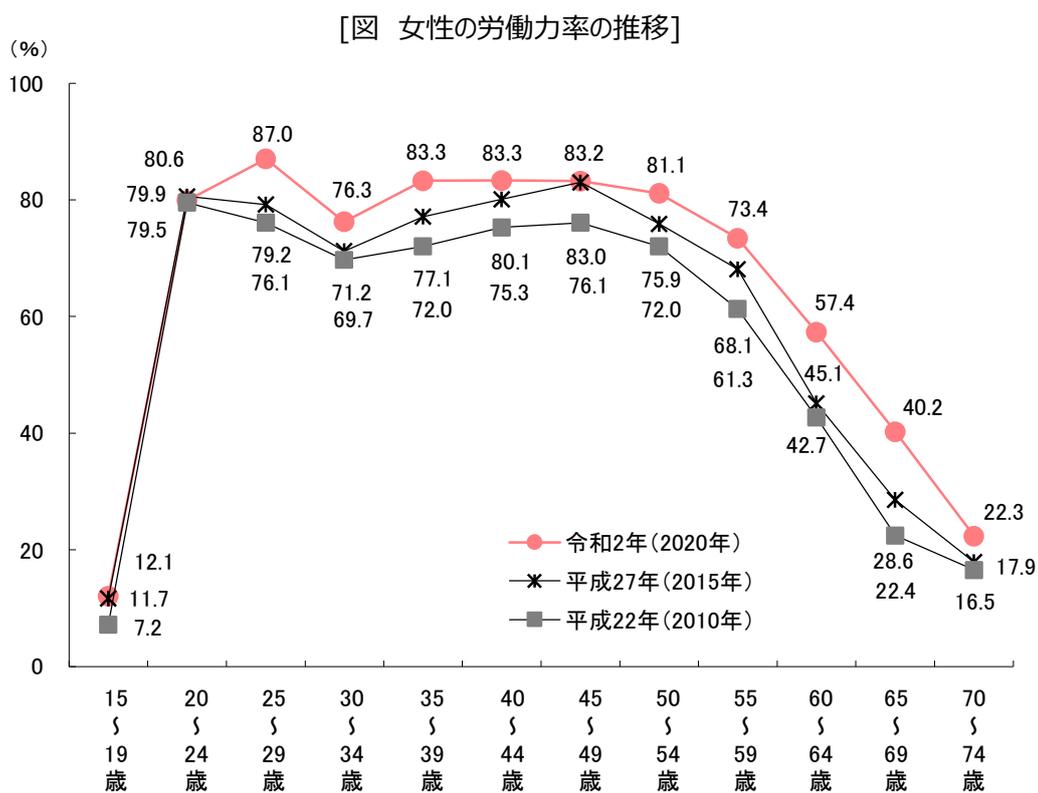
資料：国勢調査

### 3 女性の就労状況

#### (1) 女性の労働力率

本町の令和2（2020）年の女性の年齢別労働力率は、30～34歳で落ち込むM字曲線を示しており、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落して就労する女性の様子を反映していると考えられます。

令和2（2020）年の労働力率は、20～24歳を除き、いずれの年齢層においても、平成27（2015）年を上回っています。



資料：国勢調査

● ● **第3章 第2期取組の評価** ● ●



## 第3章 第2期取組の評価

### 1 子育て支援全般の評価

本町では、第2期計画に基づき、「子育て世代包括支援センター（2525(にこにこ)たがせ）」の充実を図り、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うとともに、令和4（2022）年4月に身近な場所で継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点「ゆうなん こども家庭支援センター（ポコ ア ポコ）」を整備しました。

また、3歳以上の児童の教育・保育料の無償化に加え、第2子以降となる3歳未満児の保育料の無償化、子どもの医療費の助成の対象の拡大等の経済的支援の充実、子育て家庭に配慮した設計の町営住宅及びキッズルームの整備等に取り組みました。

さらに、0歳の子どもの対象に無償でおむつを配布するとともに、子育て支援につなぐ「おむつ定期便」を開始しました。

ニーズ調査の結果では、田布施町が子育てがしやすい町だと思ふ保護者の割合は、未就学児童で7割を超え、大きく上昇しました。

しかし一方で、子育てについて気軽に相談できる人・場所がない（ない）保護者は減少しておらず、子育てに関する情報提供や相談体制、保育サービス等が充実していると評価している保護者の割合は5割未満であり、特に、「用事、病気や育児づかれの時に、子どもを預けることができるサービス」については2割未満となっています。

[ニーズ調査評価項目結果]

		平成30年度 (2018) 結果	令和5年度 (2023) 結果	増減
田布施町が子育てがしやすい町だと思ふ保護者の割合	未就学児童	60.7%	74.5%	+13.8
	小学生	58.0%	65.3%	+7.3
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	未就学児童	42.8%	45.3%	+2.5
	小学生	36.5%	41.6%	+5.1
子育てについて気軽に相談できる人・場所がない（ない）保護者の割合	未就学児童	6.7%	6.1%	-0.6
	小学生	9.0%	12.0%	+3.0
相談体制が充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	44.4%	48.0%	+3.6
	小学生	30.5%	32.2%	+1.7
子どもや子育て支援に関する様々な情報提供が充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	39.2%	41.4%	+2.2
	小学生	28.2%	30.1%	+1.9
子どもの健康づくりを支援する体制が充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	48.4%	40.3%	-8.1
	小学生	31.4%	31.7%	+0.3
仕事と子育てを両立する保育サービスが充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	48.0%	44.7%	-3.3
	小学生	36.2%	32.7%	-3.5
用事、病気や育児づかれの時に、子どもを預けることができるサービスが充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	15.5%	17.1%	+1.6
	小学生	12.5%	14.5%	+2.0
地域には子どもと親が自由に集え、仲間をつくる場所があると思ふ保護者の割合	未就学児童	40.8%	40.8%	0.0
	小学生	28.8%	26.2%	-2.6

## 2 第2期計画の基本目標別の取組と評価

### (1) 子どもの豊かな育ちを支える体制づくり

#### 【主な取組】

- ◆ 子どもの就学前の教育・保育と、小学校・中学校教育との相互理解を深めるため、ともに研修を実施するとともに、小中学校教員の園訪問や保幼小中連絡協議会での情報交流を行うなど、連携強化を図りました。
- ◆ 小中学校の大規模改修を実施するとともに、公立保育所の改修に着手しました。
- ◆ 各学校において、児童生徒と住民との協議により、出されたアイデアを取り入れた実践が行われました。
- ◆ 地域協育ネット運営協議会研修会を実施するとともに、町全体の学校・地域連携カリキュラムを作成しました。
- ◆ スクールカウンセラーの活用により、いじめや不登校の未然防止や効果的な対応を図り、令和4（2022）年度より「中学及び高校0年生」の取組を実施しました。
- ◆ 「ちびっこ広場」、「ちびっこ広場プラス」、「ちびっこまつり」等を開催するなど、親子が集う場の充実を図りました。

[表 地域協育ネット運営委員会の開催状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保幼小中連携会議※の開催(回)	3	2	-	-	-
地域協育ネット運営委員会※の開催(回)	-	-	2	2	1

※令和3年度より名称変更

[表 地域協育ネット運営協議会研修会の開催状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域協育ネット運営協議会研修会の開催(回)	3	2	3	3	2

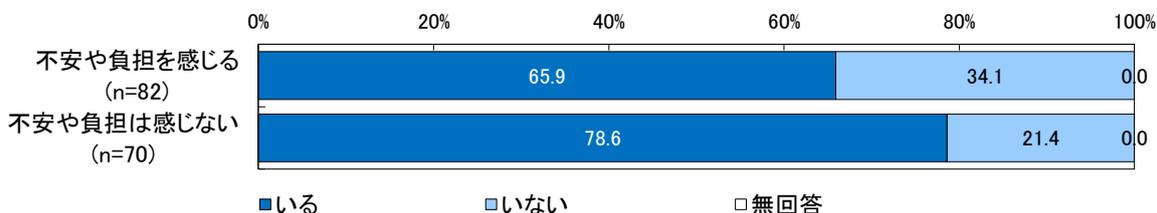
[表 ちびっこ広場等の開催状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ちびっこ広場 延参加者数(人)	443	120	170	257	427
ちびっこ広場プラス 延参加者数(人)	-	40	47	15	62
ちびっこまつり 延参加者数(人)	202	中止	中止	75	115

【アンケートの結果】

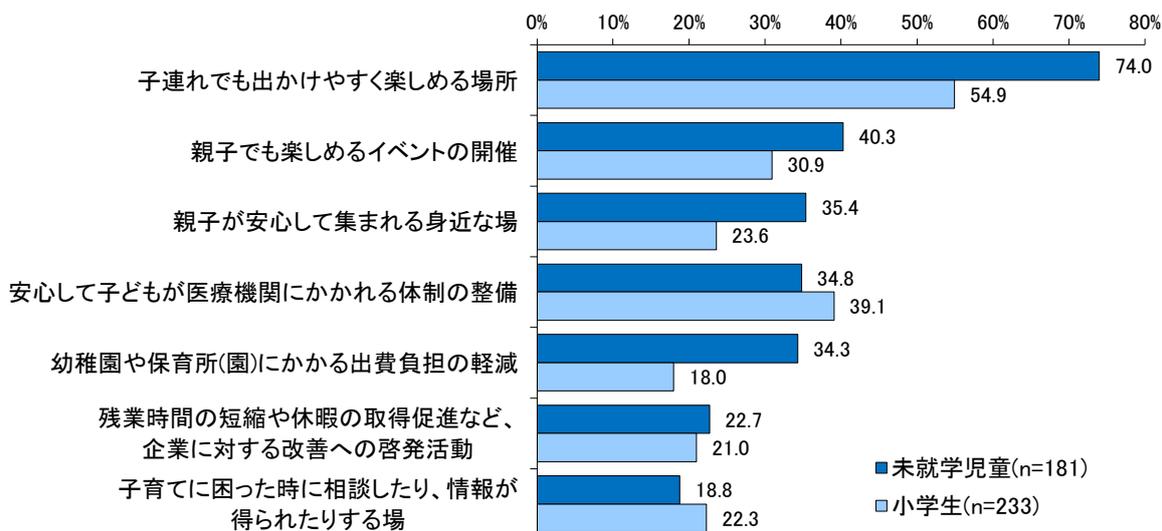
- ◆ 未就学児童の「子育てに関する不安や負担を感じている」保護者で、子育て仲間がない割合が34.1%となっています。

【図 子育て仲間の有無（未就学児童・子育てに関する不安や負担の程度別）】



- ◆ 充実を図ってほしい子育て支援として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」、「親子でも楽しめるイベントの開催」、「親子が安心して集まれる身近な場」など、子どもと親が地域で過ごす居場所や様々な経験ができる機会等が上位となっています。

【図 子育て支援の充実を図ってほしいこと（上位7項目）】



【課題】

- ◆ 乳幼児期の教育の重要性や特性について「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を踏まえ、就学前の教育・保育の質の向上を図ることが重要です。
- ◆ 子ども、若者が、次代を担う人材として自立できるよう、自立していくために必要な意欲や態度、能力を伸ばすことができる環境づくりが重要です。
- ◆ すべての子ども、若者、子育て家庭が、安全に安心して過ごせる居場所づくりが重要です。

## (2) 子育てを支える体制づくり

### 【主な取組】

- ◆ 妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口「子育て世代包括支援センター（2525（にここ）たぶせ）」の充実を図り、関係機関と連携し、妊産婦・乳幼児等の情報把握に努めるとともに適切な支援を行いました。
- ◆ 令和5（2023）年度から、乳児を養育する家庭を対象として「子育て支援センターおんとも」にて無償でおむつを配布するとともに、子育て支援につなぐ機会としました。
- ◆ 令和2（2020）年度に、妊娠・出産後の子育てに関する悩みや困りごとについての相談・助言や家事支援を行うヘルパーを自宅に派遣し、安心して育児や日常生活を営めるようにサポートする「産前・産後サポート事業」を開始しました。
- ◆ 令和元（2019）年度に、産後の母子を対象として宿泊や日帰りで心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」を開始しました。
- ◆ 乳幼児とその保護者が交流できる場である地域子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行いました。
- ◆ 令和2（2020）年度に、妊娠から出産・子育てをサポートする「たぶせ子育てアプリ」の配信を開始しました。
- ◆ 令和2（2020）年8月から乳幼児（未就学）医療についての所得制限を撤廃し、小学校修了前のすべての子どもの医療費の一部を助成しています。
- ◆ 令和3（2021）年4月から助成の対象を中学生修了までに拡大（所得制限あり）、令和4（2022）年8月からの所得制限撤廃を経て、令和5（2023）年4月に子ども医療費助成制度の対象を中学生修了までから、高等学校修了までに所得制限を設けず拡大しました。
- ◆ 令和6（2024）年9月から、保育所や認可外保育施設などを利用する子どものうち、第2子以降となる3歳未満児の保育料を無償化しました。
- ◆ 子育て家庭に配慮した設計の町営住宅及びキッズルームを整備しました。
- ◆ 令和4（2022）年から、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行いました。
- ◆ 令和4（2022）年から、出産・子育て応援給付金事業として、出産育児関連用品の購入費等の負担軽減を図るため、出産応援ギフト5万円、子育て応援ギフト5万円を支給しました。

[表 子育て世代包括支援センター（2525（にここ）たぶせ）の相談対応状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子育て世代包括支援センター対応件数(件)	18	47	40	58	69

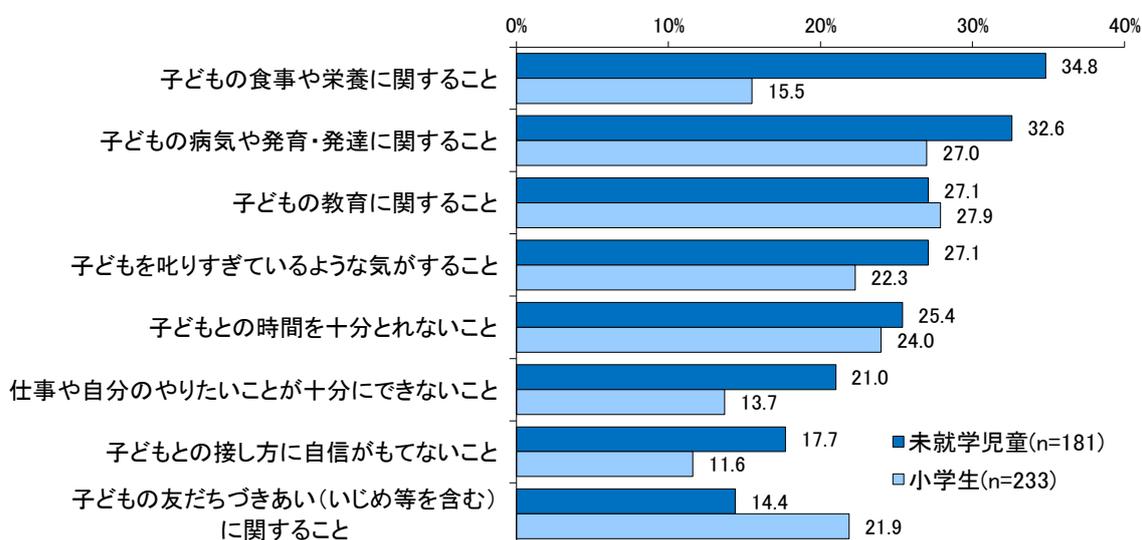
[表 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
産前・産後サポート 事業延利用者数等	－	1人 (20回)	1人 (20回)	7人 (76回)	11人 (119回)
産後ケア事業 延利用者数等	1人 (7日)	5人 (18日)	2人 (6日)	6人 (14日)	8人 (25日)

【アンケートの結果】

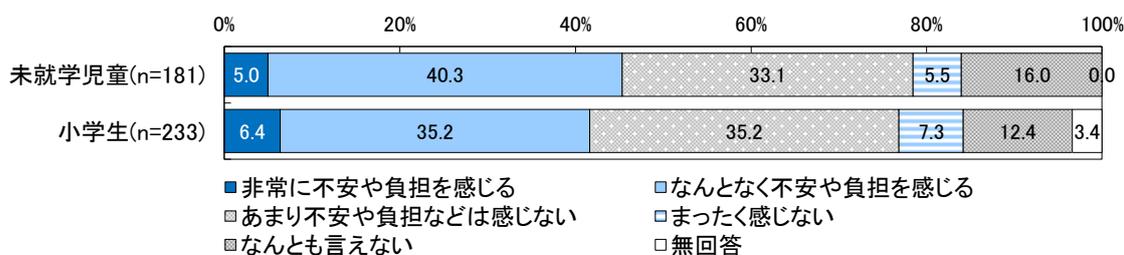
- ◆ 子育てに関して困っていることや悩んでいることについて、未就学児童では「子どもの食事や栄養に関すること」、「子どもの病気や発育・発達に関すること」との回答が上位となっており、小学生では病気や発育に加え、「子どもの教育に関すること」との回答が上位となっています。

[図 子育てに関して困っていることや悩んでいること (上位8項目)]



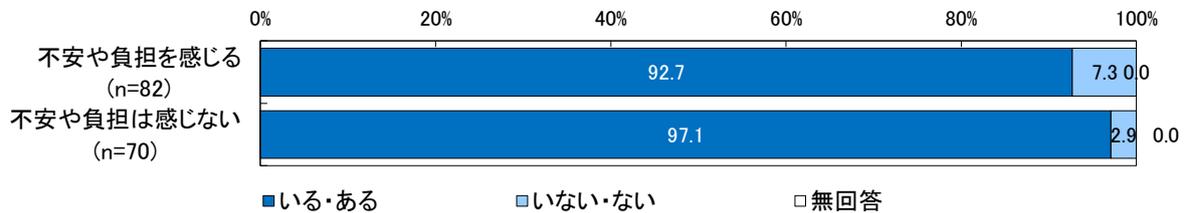
- ◆ 子育てに関して、『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」 + 「なんとなく不安や負担を感じる」）と回答した保護者の割合は、未就学児童で45.3%、小学生で41.6%となっています。

[図 子育てに関する不安や負担の程度]

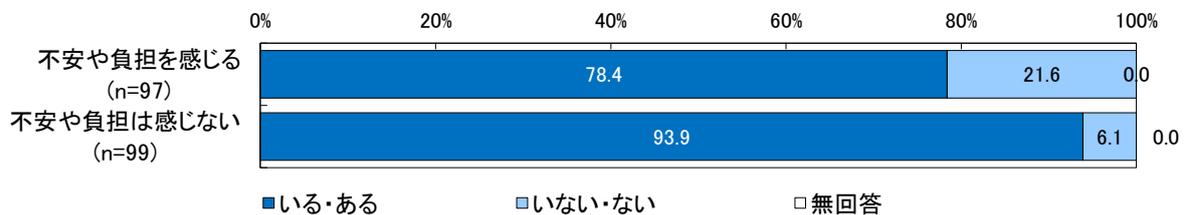


- ◆ 「子育てに関する不安や負担を感じている」保護者では、子育てに関する相談先が「いない・ない」と回答した割合が、未就学児童で7.3%、小学生で21.6%となっています。

[図 子育てに関する相談先の有無（未就学児童・子育てに関する不安や負担の程度別）]

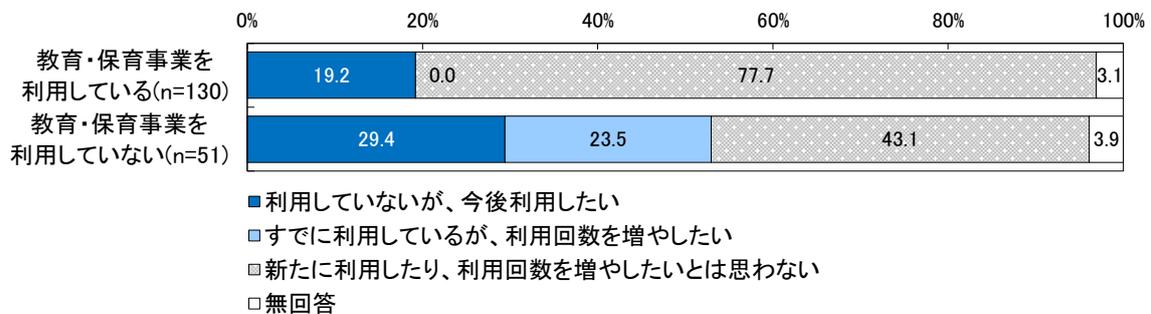


[図 子育てに関する相談先の有無（小学生・子育てに関する不安や負担の程度別）]



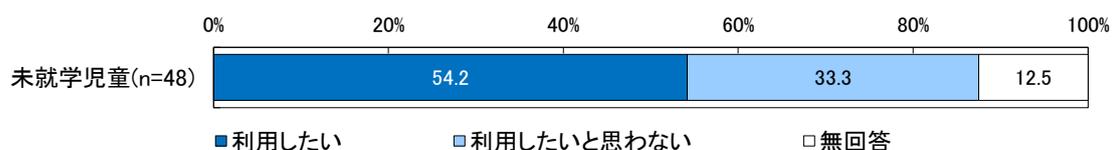
- ◆ 教育・保育事業を利用していない未就学児童で、子育て支援センターの利用意向がある保護者の割合は5割を超えています。

[図 子育て支援センターの利用意向（未就学児童・教育・保育事業の利用状況別）]



- ◆ 教育・保育事業を利用していない3歳未満の児童で、こども誰でも通園制度を「利用したい」と回答した保護者は54.2%となっています。

[図 こども誰でも通園制度の利用意向（教育・保育事業を利用していない3歳未満の児童）]



【課題】

- ◆ 妊娠・出産期から子育て期を安心して過ごすことができるよう、保護者の育児不安の解消や母親と子どもの健康づくりの観点から、切れ目のない情報提供・相談体制が重要です。
- ◆ 就労の状況にかかわらず利用できる保育へのニーズに対応し、提供体制の充実を図ることが重要です。

(3) 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

【主な取組】

- ◆ 町内の私立保育所において、多様性に配慮したインクルーシブ遊具等を整備しました。
- ◆ 発達の遅れや障がいのある児童を地域で支え、障がいの予防・軽減、保護者の不安解消等を図るため、心身障がい乳幼児の早期発見、早期療育を目的とした総合療育システムを活用し、療育体制の充実を図りました。
- ◆ 児童虐待防止対策の強化を図るため、令和4（2022）年4月に身近な場所で継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点「ゆうなん こども家庭支援センター（ポコ アポコ）」を平生町と共同で整備しました。
- ◆ ひとり親家庭について、児童扶養手当、医療費の助成をはじめ、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などの各種助成や就労に関する相談を実施するなど、積極的に支援しました。

[表 障がいのある子どもの状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
18歳未満の身体障害者 手帳所持者数（人）	11	11	11	13	13
18歳未満の療育 手帳所持者数（人）	24	28	25	23	25

[表 児童虐待に関する相談対応の状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
相談対応件数（件）	6	15	14	6	5

[表 児童扶養手当支給の状況]

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童扶養手当 支給者数（人）	103	112	106	106	111

【課題】

- ◆ 障がいのある子どもの発達段階に応じ、自立するために必要な教育上の支援とともに安心して生活を送るための相談支援体制の充実を図ることが重要です。
- ◆ 第2期計画期間に新たに設置した子ども家庭総合支援拠点を中心とし、地域の関係機関・団体等と連携を図り、支援が必要な子どもや家庭を見守りや支援につなげる体制をさらに強化することが重要です。

(4) 仕事と子育てを両立させる社会づくり

【主な取組】

- ◆ 就学前児童の保育ニーズに対応して教育・保育の提供体制を整備しており、毎年度4月1日時点での待機児童はいませんが、低年齢児の保育のニーズが高まっており、0歳児の年度途中の入所希望の調整が困難な場合があります。
- ◆ 放課後児童クラブでは、高まるニーズに対応し提供体制の充実を図るとともに、校外に設置していた麻郷小学校区の2組のクラブについて、令和5(2023)年度に麻郷小学校の余裕教室に移設しました。
- ◆ 家庭において、父親、母親がともに子育てや家事の責任を担うよう「田布施町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する啓発や、父親が育児にかかわりやすい環境づくりを進めました。

[表 教育・保育事業の利用者数の推移]

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1号認定*	利用児童数(人)	89	76	59	58
	定員数(人)	180	145	115	105
2号認定*	利用児童数(人)	160	176	177	158
	定員数(人)	208	208	208	190
3号認定*	利用児童数(人)	92	87	77	76
	定員数(人)	132	132	122	110

\*1号認定：教育を必要とする3歳以上の児童（幼稚園を利用）

\*2号認定：保育を必要とする3歳以上の児童（保育所を利用）

\*3号認定：保育を必要とする3歳未満の児童（保育所を利用）

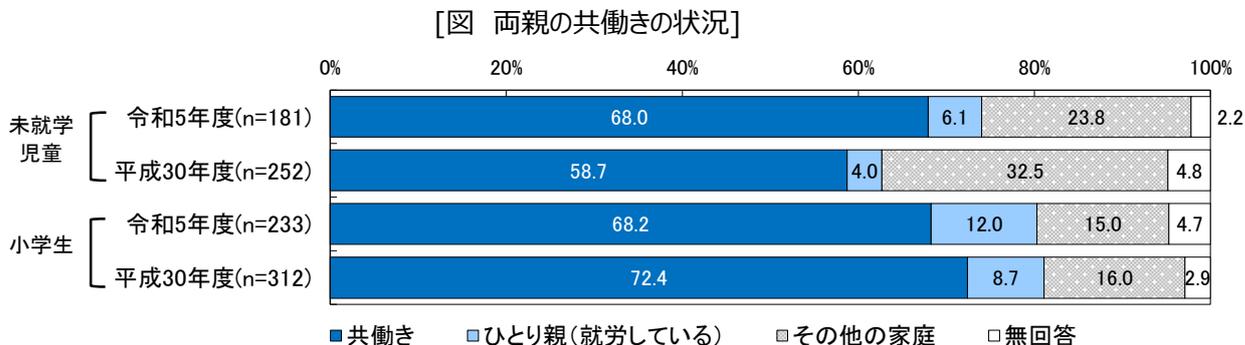
資料：田布施町（毎年度4月1日現在）

[表 放課後児童クラブの実施状況]

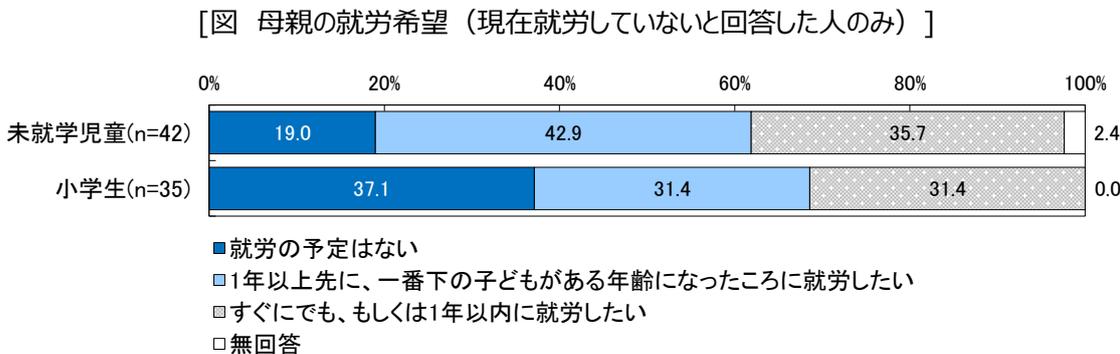
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後児童クラブ 登録児童数(人)	255	215	212	200	210

【アンケートの結果】

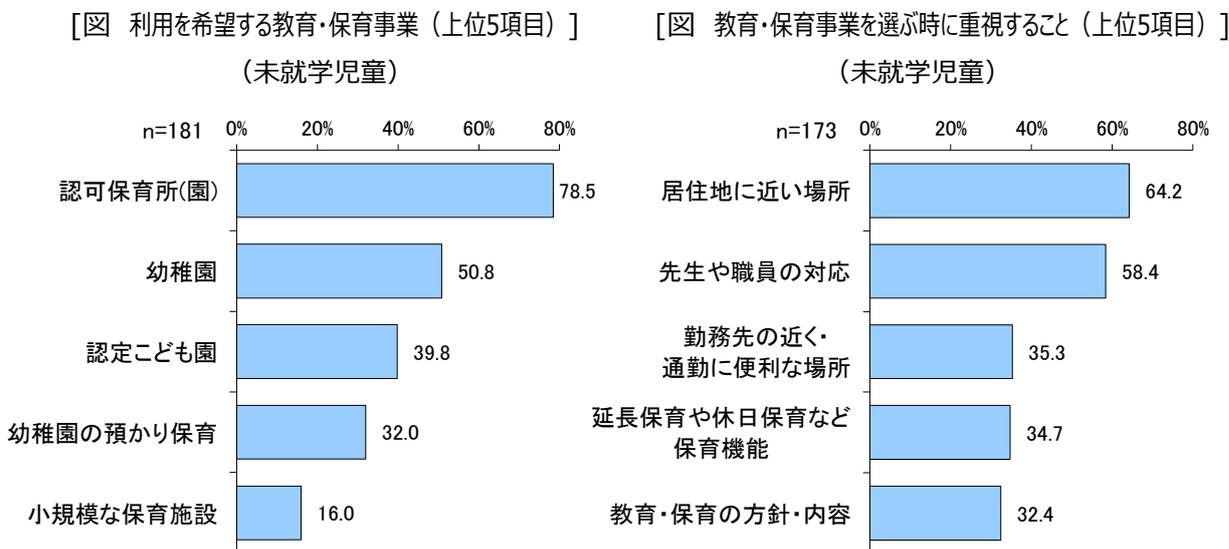
- ◆ 共働きとの回答割合は、前回調査と比較すると未就学児童で9.3ポイント上昇しています。



- ◆ 就労していない母親のうち、すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい割合は未就学児童で35.7%となっています。



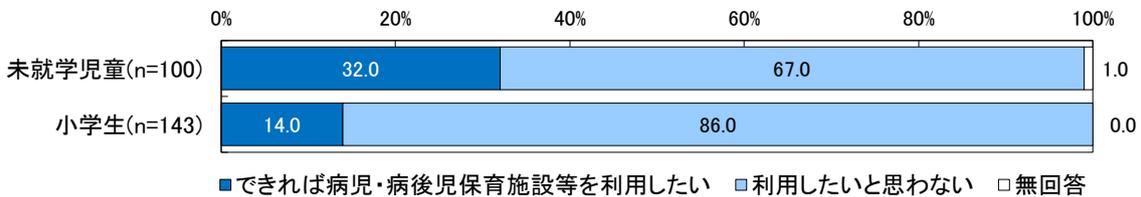
- ◆ 未就学児童の希望する教育・保育事業は、認可保育所(園)が78.5%、幼稚園が50.8%となっています。
- ◆ 教育・保育事業を選ぶ時に重視することとして、「居住地に近い場所」、「先生や職員の対応」が上位となっています。



- ◆ 子どもの病気やケガで父親・母親が仕事を休んだ経験のある家庭のうち、未就学児童で32.0%、小学生で14.0%が病児・病後児保育施設等の利用意向があります。

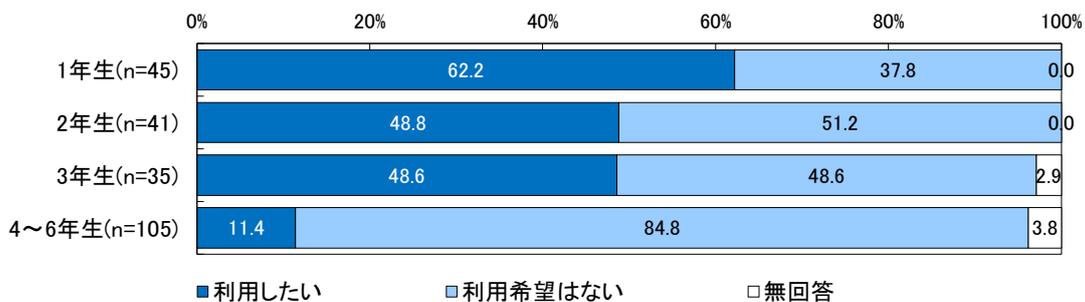
[図 病児・病後児保育施設等の利用希望

(子どもの病気やケガで父親・母親が仕事を休んだ経験のある家庭) ]



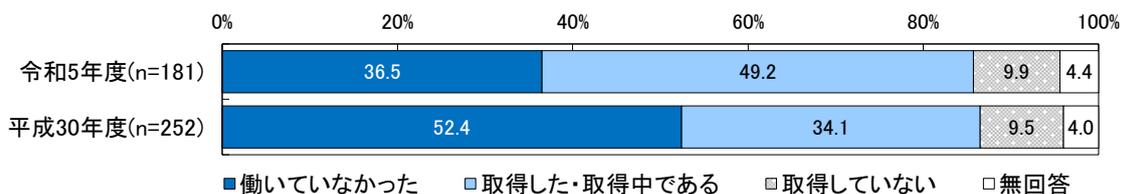
- ◆ 放課後児童クラブを利用したい保護者の割合は、学年が低いほど高くなっていますが、4～6年生でも11.4%が利用を希望しています。

[図 放課後児童クラブの利用希望 (小学生・学年別) ]

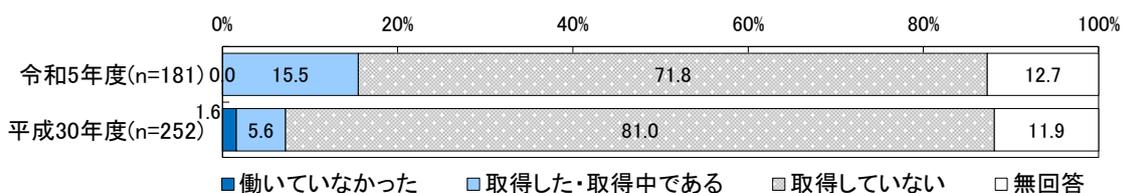


- ◆ 育児休業を「取得した・取得中である」割合は、前回調査と比較すると母親が15.1ポイント、父親が9.9ポイント上昇しています。

[図 母親の育児休業取得状況 (未就学児童) ]



[図 父親の育児休業取得状況 (未就学児童) ]



【課題】

- ◆ 教育・保育事業の潜在的なニーズを踏まえた提供量の確保とともに、子どもの状況に応じて受け入れができる体制など、必要がある子どもが利用できる環境が重要です。
- ◆ 保護者、家族がともに育児や家事等を行うことができるよう、個人、事業主等に向けた啓発等が重要です。





## ● ● 第4章 計画の基本的な考え方 ● ●



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の視点

こども基本法の基本理念、子ども・子育て支援法の基本指針と整合を図り、次の5つの視点を基本とします。

#### 視点1 子どもが権利の主体である視点

すべての子どもは、生まれたときから、ひとりの人間としてその人格や個性が尊重されなければなりません。

子どもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子どもの今とこれからの最善の利益を図ります。

#### 視点2 すべての子どもと子育て家庭への支援の視点

障がい、疾病、虐待、貧困などにより社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく支える取組を進めます。

#### 視点3 子ども・子育て支援を安定的に提供する視点

子どもの成長における乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

また、結婚、妊娠・出産期から、学童期、青少年期も含め、子どものすべての発達段階に応じて、切れ目なく、地域における多様な子育て支援の提供を推進します。

#### 視点4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点

子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、学校、園、地域のあらゆる団体や機関、事業者、町など地域が一体となり、子育て家庭に寄り添い、支え、子どもの健やかな成長とともに親の成長を支援します。

#### 視点5 次代につなげる視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

子どもが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付けることができるよう、また、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合にその希望を叶えることができるよう支援します。

## 2 基本理念と目指す姿

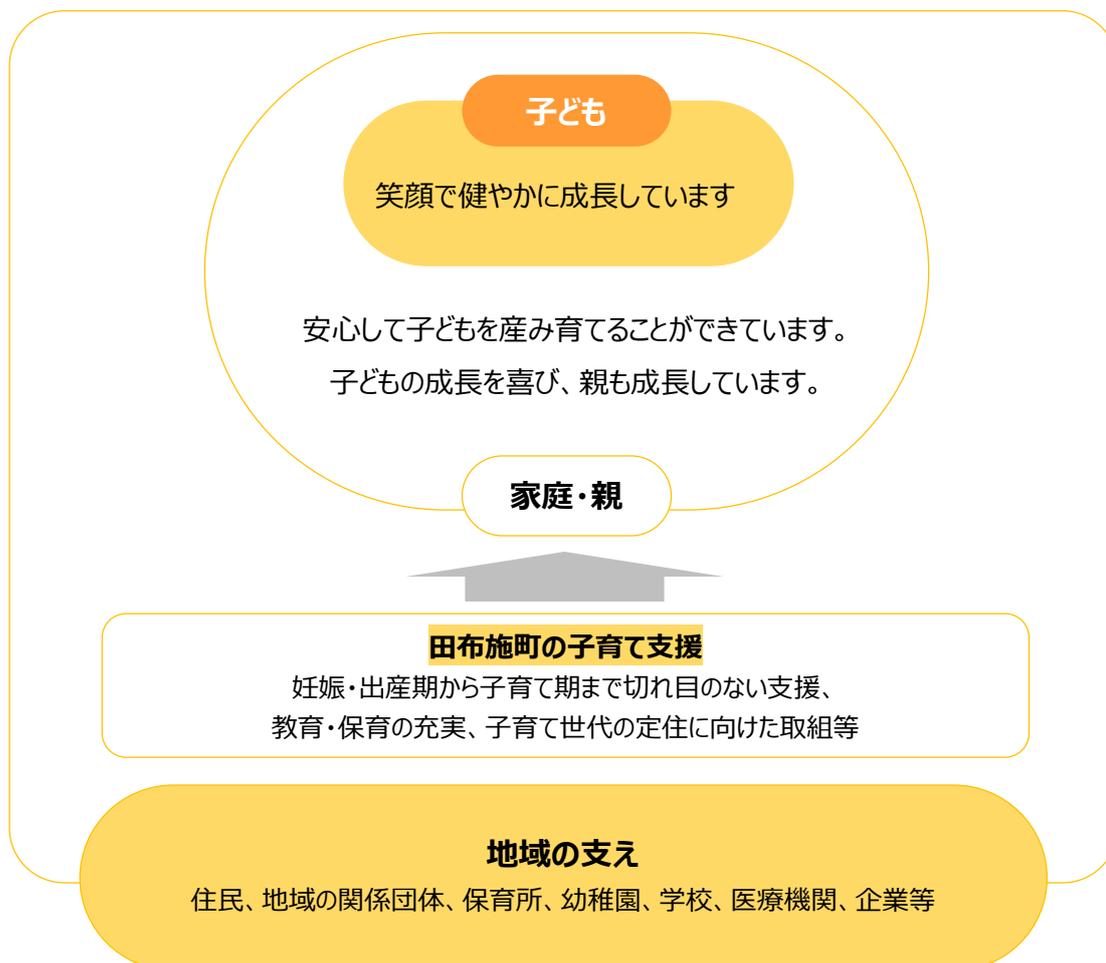
### 基本理念

## 子どもの笑顔と元気を 地域みんなが支える 田布施

未来の田布施町を担う子どもが、笑顔で健やかに成長し、幸せに暮らすことができるよう、地域みんなで子どもの育ちや子育てを支えるとともに、子どもの成長と笑顔が田布施の元気で未来につながるまちづくりを進めます。

また、子育てをする親が子どもの成長を喜び、安心して子どもを産み育てることができ、「田布施町は子育てがしやすいまち」と思えるよう、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援、教育・保育の充実、子育て世代の定住に向けた取組等、関係課が横断的に連携し、子育て支援の充実を図ります。

[図 田布施町の子育て支援のイメージ]



### 3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて次の4つの基本目標を掲げ、町民、地域、行政、福祉・医療・保健・教育などの関係機関、企業の協働のもと、総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標1 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

次代の担い手である子どもが、郷土を愛し、夢と志をもって、自ら学び続けることができるよう、幼児期における質の高い教育・保育の充実を図るとともに、「田布施町教育振興基本計画」に基づいた学校教育の充実を図ります。

また、田布施町の未来を担う子どもたちが生きる力を身に付けられるよう、地域で学ぶ環境づくりを進めるとともに、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

#### 基本目標2 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

障がいのある子どもが健やかに成長し、自分らしく暮らせるよう、療育・教育の充実を図るとともに、子どもと家庭への相談支援の充実を図ります。

また、児童虐待を未然に防止するため、身近な相談機関や地域の支援体制の充実を図るとともに、貧困、ひとり親家庭やヤングケアラー等、困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実を図ります。

#### 基本目標3 子育てを支える体制づくり

すべての子どもが健やかに成長できるよう、安全な妊娠・出産と子どもの健康づくりの支援、育児不安の軽減などを目的とした相談対応などの充実を図り、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

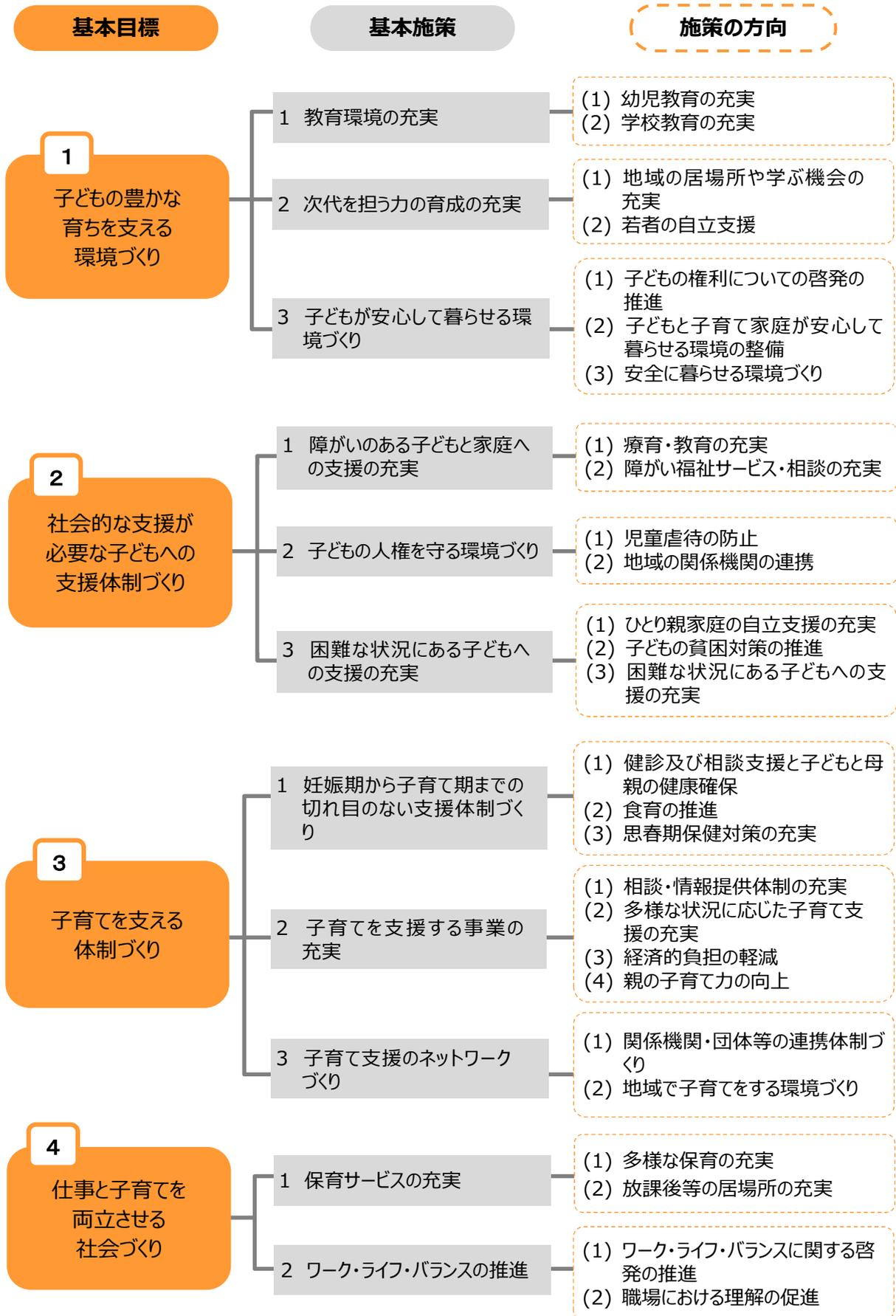
また、親が子どもの成長を喜びながら子育てをし、自らも成長できるよう、地域が寄り添い、支援するとともに、地域もまた、子どもの笑顔や成長により活性化するよう、すべての子育て家庭が身近に感じることができる支援体制づくりを進めます。

#### 基本目標4 仕事と子育てを両立させる社会づくり

働きながら子育てをする家庭が仕事と子育てを両立できるよう、教育・保育事業や多様な保育サービスの提供体制の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの重要性や働き方の見直しについて啓発するとともに、子育て家庭に配慮した職場環境づくりに向けた事業所への働きかけを行います。

## 4 計画の体系



● ● 第5章 計画の取組 ● ●



## 第5章 計画の取組

### 基本目標 1 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

#### 基本施策 1-1 教育環境の充実

##### (1) 幼児教育の充実

乳幼児期の教育の重要性や特性について、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を踏まえ、乳幼児期の教育の質の向上を図るため、保育士及び幼稚園教諭の資質のさらなる向上を図るとともに幼保小中連携を推進します。

項目	内容
教育・保育の提供体制の充実 ----- 町民福祉課	子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園の充実を図ります。
保育士・幼稚園教諭の研修の充実 ----- 町民福祉課	社会情勢や保護者のニーズが多様化しているなか、職員が質の高い知識をもち、より専門性を高めるために、研修の充実を図ります。
地域協育ネット運営委員会の開催 ----- 学校教育課・社会教育課・町民福祉課	子どもの就学前の教育及び保育と小・中学校教育のつながりを深め、地域社会と連携しながら、子どものよりよい育ちと学びの環境をつくっていくための協議をします。
教育・保育の施設の充実 ----- 学校教育課・町民福祉課	子どもの安全に努め、計画的な施設の整備を行います。

##### (2) 学校教育の充実

変化の激しい社会の中で、子どもが将来の夢や目標をもち、その達成に向けて行動し、自立することができるよう、確かな学力、豊かな心を身に付けさせるとともに、健康や体力を養い、社会的な自立の基礎を培います。

項目	内容
小学生・中学生の少人数支援事業の実施 ----- 学校教育課	小学生・中学生の1学級40人定数を35人定数とし、少人数指導による授業が受けられるよう支援します。 中学校において、数学科で少人数指導を実施し、個に応じたきめ細かい指導を今後も継続できるよう努めます（県・国の事業）。
学校における地域交流推進事業の実施 ----- 学校教育課	学校において、地域の人材を活用した産業や地域の伝統文化についての授業の実施、地域住民を招いたイベントの開催など、地域との交流を促進します。

項目	内容
キャリア・パスポートの作成・活用 ----- 学校教育課	小・中学校、高等学校において、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返り、蓄積することで、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする「キャリア・パスポート」を作成・活用します。
学校運営協議会委員の活用 ----- 学校教育課	学校運営に学校運営協議会委員の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。
不登校対策の推進 ----- 学校教育課	スクールカウンセラーによる「0年生からの教育相談事業」の実施により、児童生徒へのカウンセリング及び教職員や保護者に対する助言・援助等を行います。また、中学校に設置したステップアップルームの充実を図ります。
いじめ防止の取組の推進 ----- 学校教育課	研修会を通じた教職員の資質向上を図るとともに、「いじめ防止基本方針」についての町内共通の学校評価書による点検・改善、いじめ問題対策連絡協議会の開催による関係機関との連携強化等により、いじめを防止するための取組を推進します。
学習支援員の充実 ----- 学校教育課	小学校の低学年や特別支援学級において、学習や日常生活の支援、教室移動や校外学習の補助などを行います。また、学級担任と連携を取りながら、児童一人ひとりが安心して充実した学校生活を送れるよう、支援の充実に努めます。

## 基本施策 1 - 2 次代を担う力の育成の充実

### (1) 地域の居場所や学ぶ機会の充実

子どもが放課後や休日、夏休みなどの長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所や、様々な体験活動を行うことができる機会の充実を図ります。

項目	内容
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ----- 町民福祉課	保護者等の就業などにより、放課後に留守家庭となる小学生を対象とし、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 高学年の利用ニーズも考慮し、学校の余裕教室の活用や放課後子ども教室との連携により充実を図ります。
放課後子ども教室推進事業 ----- 社会教育課	学校の余裕教室や校庭などを利用し、地域の協力を得て、放課後などにおける子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保します。
田布施中学校放課後学習教室 ----- 社会教育課	町内の教員OBが、田布施中学校の生徒を対象に、数学を中心とした学習教室を開催し学力の向上に取り組めます。
地域連携教育の推進 ----- 学校教育課	地域、学校及び学校運営協議会が一体となったコミュニティ・スクールを核として、地域とともに児童生徒の健全育成と、子どもたちの地域活動への積極的な参画を進めます。

項目	内容
スポーツ教室の開催 社会教育課	心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ教室を開催します。
スポーツ少年団活動の支援 社会教育課	心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ少年団活動を支援します。
子育て輪づくり運動の推進 健康保険課	子育てサークルなど、親子が集う場を設け、遊びを通じた仲間づくりや情報交換などにより、安心して妊娠・出産・育児のできる環境づくりに努めます。
子どもの体験活動事業の実施 社会教育課	すべての子どもを対象として、地域の文化や歴史、自然を体験し、学ぶ活動を中心とした子ども向け事業を展開します。
公園・緑地の整備 建設課	人々の身近な憩いと安らぎの場として、また子どもたちの活動の場として公園等の整備を進めます。
地域の居場所の情報提供の充実 町民福祉課	地域団体等が実施する「こども食堂」等の地域の居場所と連携を図り、情報の集約、提供を行います。

## (2) 若者の自立支援

若者が、将来を見通し、安心して職業や結婚や出産等のライフイベントを自らの意思と責任で選択することができるよう、自立を支援する取組を推進します。

項目	内容
キャリア教育の推進 学校教育課	子どもが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するため、発達の段階に応じて継続的な指導を行います。 また、家庭・地域・産業界などと連携を図り、キャリア教育を推進します。



## 基本施策 1-3 子どもが安心して暮らせる環境づくり

### (1) 子どもの権利についての啓発の推進

子どもが権利の主体であることを地域社会全体で共有することができるよう、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容等について子ども・若者自身や周囲の大人、地域等に周知・啓発を行います。

項目	内容
社会全体への子どもの権利に関する啓発の推進 ----- 町民福祉課	子ども・若者自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、子どもの権利について、周知・啓発を行います。 また、人権啓発を推進するなかで、子ども・若者の周りの大人が、子どもが権利の主体であることを理解し、尊重できるよう、周知・啓発を行います。
学校教育における人権教育の推進 ----- 学校教育課	児童生徒に、子どもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行うなど、子どもの権利擁護を含む人権教育を推進します。

### (2) 子どもと子育て家庭が安心して暮らせる環境の整備

子どもや子育て家庭が、地域で安心して外出でき、様々な活動に参加できるよう、道路や公共施設のバリアフリー化などを進めるとともに、安心・快適に暮らせる住環境を整備します。

項目	内容
快適な道づくりの推進 ----- 建設課	子どもや子育て中の親等が安心して通行できる歩道のバリアフリー化を図ります。
公共施設的环境整備 ----- 施設管理担当各課	公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、施設へのベビールームや授乳コーナーなどの設置や、イベント等開催時の託児室の設置に努めます。
交通安全意識の普及 ----- 総務課	子どもたちが安心して遊び、学ぶため、交通安全意識の高揚を図ります。
町営住宅の整備 ----- 建設課	子どもや子育て家庭が安心・快適に暮らせるよう、子育て家庭に配慮した設計の住宅及びキッズルームを提供します。

### (3) 安全に暮らせる環境づくり

子どもを交通事故や犯罪などから守るため、家庭や地域の意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するための知識の周知を図ります。

項目	内容
遊具等公園施設の維持管理 建設課	安全・快適に利用できる公園を確保するため、定期的な保守点検を行います。
交通安全教室の開催 総務課	保育所・幼稚園・小学校・中学校などにおいて、交通安全教室を開催します。
通学路の点検 総務課・学校教育課	学校、警察と連携を図り、通学路の点検を行い、結果により安全のための対策を行います。
事故防止等啓発の推進 健康保険課	発達段階に合わせた事故防止情報、チャイルドシートの正しい着用、救急法などの指導を育児学級や子育て輪づくり運動の中で実施するなど、事故防止に関する啓発を行います。 また、小児救急医療の啓発や情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。
子ども110番の指定 社会教育課	子どもたちを犯罪や危険から守るため、「子ども110番」の指定を行います。
子どもの安全を守るための活動の展開 総務課・学校教育課	学校、地域、民間団体などで組織する生徒指導連携推進委員会（サポート会議）が、子どもの登下校を見守る運動や夜間の巡回指導など、子どもの安全を守るための活動を実施します。
防犯灯設置事業に係る助成 総務課	自治会などが防犯灯設置（修理）事業を行う場合、その経費について助成を行います。
防災教育の充実 総務課	「田布施町地域防災計画」に基づき、災害時の緊急対策を行うとともに、住民の避難活動が円滑に行われるよう、日頃から避難ルートや避難場所などの周知を行います。
青少年健全育成の支援 社会教育課・総務課	青少年の犯罪防止を目的として、補導委員が中心となって毎週地域を巡回するとともに、夏休みなどの長期休暇中は学校などとともに定期的に行います。 また、防犯パトロール隊も随時パトロールを実施します。
子どもの電子メディア対策の推進 学校教育課・町民福祉課	情報発信による他者への影響を考え、人権、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用すること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど、情報社会で適正な活動を行うための情報モラル教育を推進します。

## 基本目標 2 社会的な支援が必要な子どもへの支援体制づくり

### 基本施策 2-1 障がいのある子どもと家庭への支援の充実

#### (1) 療育・教育の充実

障がいのある子どもの社会的な自立を促進するため、一人ひとりの年齢や障がい等の程度などに応じた教育・保育、専門的な療育を提供します。

項目	内容
障害児保育事業の実施 町民福祉課	保育所において障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、処遇改善を図ります。
教育支援体制の充実 学校教育課	早期から就学相談や情報提供を行うなど、一人ひとりの希望に応じた教育上必要な支援を行います。
保護者対象の研修や情報交換の場の充実 学校教育課	保護者を対象とした研修や情報交換の場を設定し、障がいのある子どもに対する理解を深めるとともに保護者との連携強化を図ります。
就学前相談会の実施 学校教育課	5歳児相談会参加者で就学相談の必要な家庭を対象とし、就学前相談会を行います。
地域協育ネット運営委員会の開催（再掲） 学校教育課・社会教育課・町民福祉課	子どもの就学前の教育及び保育と小・中学校教育のつながりを深め、地域社会と連携しながら、子どものよりよい育ちと学びの環境をつくっていくための協議をします。

#### (2) 障がい福祉サービス・相談の充実

障がいのある子どもなどに対する相談、指導、生活支援の充実を図ります。

項目	内容
障がい福祉サービスの充実 町民福祉課	障がい児一人ひとりのニーズに応じ、日中一時支援事業、移動支援事業、居宅介護など多様なサービスが柔軟かつ複合的に利用できるよう、サービスの量及び質の確保を図ります。
障がい児通所支援の充実 町民福祉課	心身等の発達に不安のある児童（18歳未満）に対し、早期から適切な療育が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの事業を実施します。
相談支援事業の実施 町民福祉課	障がい児や家族からの各種相談に専門的に応じ、情報の提供、助言、障がい福祉サービス利用援助などの必要な支援を行います。
巡回支援専門員の巡回 町民福祉課	発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等への巡回等を実施し、施設職員や保護者に対し障がいの早期発見・対応のための助言等の支援を行います。

項目	内容
特別児童扶養手当の支給 町民福祉課	中・重度の身体、知的又は精神障がいのある児童（20歳未満）を家庭で養育している保護者等を対象として手当を支給します。
障害児福祉手当（県）の支給 町民福祉課	重度の身体、知的又は精神障がいがあるために日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいの状態にある児童（20歳未満）を対象として手当を支給します。
障がい者団体等の育成・支援 町民福祉課	同じ悩みを抱える人同士の組織化は、孤立を防ぎ、主体性を育むことから、障がいのある人及び家族会の組織の充実を図るとともに、その活動を支援します。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び療育支援体制の整備 健康保険課・町民福祉課	医療的ケア児支援に係る関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、療育支援の体制整備に努めます。

## 基本施策 2-2 子どもの人権を守る環境づくり

### (1) 児童虐待の防止

様々な事業の連携により、養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取組を推進します。

項目	内容
虐待の早期発見と予防の推進 健康保険課	育児相談、健康診査、訪問指導などのあらゆる機会をとらえ、乳幼児・児童虐待の早期発見を図るとともに関係機関と連携を図り、予防に努めます。
子ども家庭総合支援拠点の充実 町民福祉課	児童虐待防止対策の強化を図るため、身近な場所で継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の充実を図るとともに、住民へ周知します。
乳児家庭全戸訪問事業の実施 健康保険課	家庭を訪問し、出生した乳児の発育発達の確認を行うとともに、出産後の母親の健康支援や様々な行政サービスを紹介するなど、育児不安の軽減を図ります。
養育支援訪問事業の実施 町民福祉課（健康保険課）	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、育児支援、栄養指導、家事などの援助、その他養育に関する指導及び助言を行うことにより、児童虐待などを未然に防止します。

## (2) 地域の関係機関の連携

地域の関係機関と連携を図り、切れ目のない総合的な支援を行います。

項目	内容
要保護児童対策地域協議会の運営	教育・保健・福祉などの関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化します。
町民福祉課	連絡協議会を通じて関係機関相互の情報の共有を図り、連携した取組により、児童虐待防止に努めます。

## 基本施策 2-3 困難な状況にある子どもへの支援の充実

### (1) ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の就労支援や相談など、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

項目	内容
就労支援の充実	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などの各種助成や就労に関する相談など、ひとり親家庭の就労を支援します。
町民福祉課	
自立を促進するための相談の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、支援対象の家庭事情に応じた指導や相談を行います。
町民福祉課	

### (2) 子どもの貧困対策の推進

子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望をもち、自立する力を伸ばすことができるよう、貧困家庭の自立を支援するとともに、子どもの教育支援などの取組を推進します。

項目	内容
児童扶養手当支給事業の実施	母子・父子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、18歳の年度末までの児童に対して手当を支給します。
町民福祉課	また、特別児童扶養手当を受給している場合は20歳未満まで支給します。
ひとり親家庭等医療費支給事業の実施	ひとり親家庭等に対し、受けた医療費の本人負担金について助成します。
町民福祉課	
就労支援の充実（再掲）	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などの各種助成や就労に関する相談など、貧困家庭の就労を支援します。
町民福祉課	

項目	内容
自立を促進するための相談の充実（再掲） 町民福祉課	ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、支援対象の家庭事情に応じた指導や相談を行います。
就学援助事業 学校教育課	就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学費の一部を援助します。
学習の支援 学校教育課	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援、居場所の提供及び進路相談等を行います。
連携体制の強化 町民福祉課	課題や問題点を早期に共有し、適切かつ迅速な対応につなげるため、福祉、教育委員会及び学校等との連携に努めます。

### （3）困難な状況にある子どもへの支援の充実

ヤングケアラーやひきこもり等、様々な困難な課題を抱える子どもやその家庭への支援を行います。

項目	内容
ヤングケアラーに関する支援体制の整備 町民福祉課	関係機関や団体等との連携を図り、ヤングケアラーの実態把握、情報提供、相談対応や必要な支援につなぐ等、相談支援体制の充実を図ります。
ヤングケアラーに関する理解促進・啓発 町民福祉課	子どもや保護者、地域住民、関係機関等にヤングケアラーに関する理解を促すため、啓発を行います。
重層的な相談支援体制の整備 町民福祉課	障がい、介護、子育て、生活困窮、虐待、ヤングケアラー等の相談支援を一体的に実施し、本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援体制を整備するとともに、関係機関等との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。
子育て世帯訪問支援事業 町民福祉課	18歳未満の子どもがいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行います。



## 基本目標 3 子育てを支える体制づくり

### 基本施策 3-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制づくり

#### (1) 健診及び相談支援と子どもと母親の健康確保

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実を図るとともに、子どもの健康づくり支援を行います。

また、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

項目	内容
こども家庭センターの設置 健康保険課・町民福祉課	妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口として、関係機関と連携し、妊産婦・乳幼児等の情報把握、適切な支援を行う子育て世帯包括支援センターの機能と合わせ、子どもへの相談支援も一体的に行うこども家庭センターを設置します。
妊婦一般健康診査の実施 健康保険課	妊婦を対象とした医療機関における健康診査について、14回分（多胎はプラス5回）の妊婦健康診査費用を助成します。 妊婦歯科健康診査費用を助成します。
パパママセミナーの実施 健康保険課	妊娠・出産・育児への理解を深め、妊婦とパートナーが協力して育児を行うことができるよう支援します。
産前・産後サポート事業 健康保険課	妊娠・出産後の子育てに関する悩みや困りごとについての相談・助言や家事支援を行うヘルパーを自宅に派遣し、安心して育児や日常生活を営めるようにサポートをします。
産後ケア事業 健康保険課	産後の母子に対して医療機関や自宅で心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援します。
1か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施 健康保険課	生後1か月児・3か月児・7か月児を対象とした医療機関における健康診査の無料受診券を交付し、乳児の健康発達を支援します。 また、1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、幼児の健康発達を支援します。
育児相談の実施 健康保険課	保健センターにおいて、乳幼児の身体計測や育児相談、栄養相談を実施し、子育て中の親の支援を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業の実施（再掲） 健康保険課	家庭を訪問し、出生した乳児の発育発達の確認を行うとともに、出産後の母親の健康支援や様々な行政サービスを紹介するなど、育児不安の軽減を図ります。
養育支援訪問事業の実施（再掲） 町民福祉課（健康保険課）	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、育児支援、栄養指導、家事などの援助、その他養育に関する指導及び助言を行うことにより、児童虐待などを未然に防止します。

項目	内容
母子保健推進協議会の運営 健康保険課	子育て経験者などが、乳幼児をもつ家庭を訪問して子育て等の相談や助言を行ったり、子育て輪づくり運動の開催、各行事に協力したりするなど、子育て中の親と子どもを支援します。
予防接種の実施 健康保険課	「予防接種法」に基づき、乳幼児・小中学生に対して予防接種を実施し、感染症の予防を図ります。
小児医療体制の充実 健康保険課	医師会など関係機関との連携により、休日・夜間に安心して医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。 また、新生児期から小児科のかかりつけ医をもち、子どもの健康管理を行うよう、あらゆる機会を通じて助言します。
フッ素洗口の実施 学校教育課	小学生を対象にフッ素洗口を行い、むし歯予防を推進します。
妊婦等包括相談支援事業 健康保険課	妊婦・その配偶者等に対して面談等により、情報提供や相談等を行います。
事故防止等啓発の推進 (再掲) 健康保険課	発達段階に合わせた事故防止情報、チャイルドシートの正しい着用、救急法などの指導を育児学級や子育て輪づくり運動の中で実施するなど、事故防止に関する啓発を行います。 また、小児救急医療の啓発や情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。

## (2) 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

項目	内容
離乳食教室の開催 健康保険課	生後7～8か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方についての指導をし、乳児の発育に関する支援を行います。
教育委員会による食育の推進 社会教育課	学校、子ども会、食生活改善推進員の連携のもと、小学生や中学生などを対象とし、適切な食習慣の自立形成に向けた講義及び調理実習を開催します（母と子の料理教室、親子料理教室）。
保育所や学校の給食による食育の推進 町民福祉課・学校教育課	乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うとともに、よりよい食生活習慣の形成を図るため、保育所や学校での給食を通して食育を推進します。 特に学校において、地産地消、米飯給食を推進します。

### (3) 思春期保健対策の充実

性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取組を推進します。

項目	内容
性に関する健全な意識の啓発 ----- 学校教育課	町内小・中学校と連携を図り、性と健康に関する正しい知識の普及啓発を行い、生命の尊さや家族の大切さ、将来の妊娠・出産・育児など親の役割についての意識を醸成します。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する啓発 ----- 学校教育課	関係機関と連携し、喫煙・飲酒・薬物に関して、心身の機能への影響などについて正しい知識の普及を図ります。 また、未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するための地域の環境づくりを推進します。

## 基本施策3-2 子育てを支援する事業の充実

### (1) 相談・情報提供体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭へ伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

項目	内容
地域子育て支援センターの充実 ----- 町民福祉課	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し、子育てについての相談、情報の提供・交換、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
育児相談の実施（再掲） ----- 健康保険課	保健センターにおいて乳幼児の身体計測や育児相談、栄養相談を実施し、子育て中の親の支援を図ります。
子育てに関する情報提供 ----- 健康保険課・町民福祉課	子育て家庭のニーズを把握し、子育てに関する町のサービスや施設、地域の活動を集約した情報を提供します。
子育てアプリによる情報提供の充実 ----- 健康保険課・町民福祉課	子育てアプリによる情報提供を行うとともに、内容の拡充を図ります。
おむつ定期便の実施 ----- 町民福祉課・健康保険課	乳児を養育する家庭を対象として、地域子育て支援センターにおいて無償でおむつを配布するとともに、子育て支援につなぐ機会とします。

## (2) 多様な状況に応じた子育て支援の充実

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった際に子どもを安心して預けられるよう、保育サービスの充実を図ります。

項目	内容
一時預かり事業（一般型）の実施 町民福祉課	保育所において、保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に保育を行います。
幼稚園の預かり保育事業及び一時預かり事業（幼稚園型）の実施 町民福祉課	幼稚園において、在園児を対象に、通常の教育時間終了後や長期休業中の預かり保育を行います。
こども誰でも通園制度 町民福祉課	すべての子どもの育ちを応援し、すべての子育て家庭を対象に多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、就労要件を問わず、月一定時間まで保育します。
ファミリー・サポート・センター事業の実施（やないファミリー・サポート・センター） 町民福祉課	育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員登録し、急な仕事や冠婚葬祭などによる変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう支援します。
子育て短期支援事業の実施（ショートステイ・トワイライトステイ） 町民福祉課	保護者が病気などのため、児童の養育が一時的に困難となったとき、または育児に伴う負担を和らげるためなどに、児童養護施設などで一定期間児童を預かります。
病児・病後児保育の実施 町民福祉課	子どもが病気などのため、集団保育または家庭での保育が困難な場合で、かつ保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に専用施設で一時的に保育を行います。
延長保育事業の実施 町民福祉課	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間の前後に時間を延長して保育を行います。

## (3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、今後の国・県の動向を踏まえ、幼児期の教育・保育を無償化するとともに、教育費や養育に要する費用、医療費の助成や、各種制度の周知を図ります。

項目	内容
児童手当の支給 町民福祉課	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、18歳の3月末までの子どもを対象に手当を支給します。
多子世帯保育料等補助事業 町民福祉課	多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の教育・保育施設等に通う3歳未満児の保育料を無償とするとともに、第3子以降の副食費を助成します。

項目	内容
子ども医療費の助成 町民福祉課	町内に居住する出生から18歳の3月末までの子どもが入院・通院した場合に、必要な医療費の自己負担の一部を支給します。
就学援助事業（再掲） 学校教育課	就学困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学費の一部を援助します。
特別支援教育就学奨励費 補助事業 学校教育課	児童及び生徒が特別支援学級で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費について、補助をします。
妊婦のための支援給付金 交付金事業 健康保険課	妊婦であることの認定後に5万円、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に5万円支給します。
子育て住まいの支援事業 企画財政課	町内に住宅を新築・中古購入した人で、中学生以下の子を扶養している人に、条件に応じて補助金を助成します。

#### （４）親の子育て力の向上

子育てをする親が自信と責任をもって子育てができるよう、子育てにかかわる学習機会の充実を図ります。

項目	内容
家庭教育に関する講座の 実施 社会教育課	就学児健診などの機会を活用して、子育てやしつけなどについて、保護者が学習する場としての講座を開催します。
パパママセミナーの実施 （再掲） 健康保険課	妊娠・出産・育児への理解を深め、妊婦とパートナーが協力して育児を行うことができるよう支援します。



### 基本施策3-3 子育て支援のネットワークづくり

#### (1) 関係機関・団体等の連携体制づくり

子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

項目	内容
地域の関係機関等との連携の推進 ----- 町民福祉課	保育所、幼稚園、学校、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援団体、自治会などの地域の関係機関との連携を図り、情報を共有することにより地域における子育て支援を推進するとともに、地域が一体となった子育て支援への意識の醸成を図ります。
地域協育ネット運営委員会の開催（再掲） ----- 学校教育課・社会教育課・町民福祉課	子どもの就学前の教育及び保育と小・中学校教育のつながりを深め、地域社会と連携しながら、子どものよりよい育ちと学びの環境をつくっていくための協議をします。

#### (2) 地域で子育てをする環境づくり

子どもや子育て家庭にやさしい地域を目指すため、地域で子育てを支援する機会をつくとともに、子育て支援を担う人材の育成を行います。

項目	内容
子育て輪づくり運動の推進（再掲） ----- 健康保険課	子育てサークルなど、親子が集う場を設け、遊びを通じた仲間づくりや情報交換などにより、安心して妊娠・出産・育児のできる環境づくりに努めます。
保育所地域活動事業の実施 ----- 町民福祉課	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を活用し、地域住民のための世代間交流や異年齢児交流などの事業を行います。



## 基本目標 4 仕事と子育てを両立させる社会づくり

### 基本施策 4-1 保育サービスの充実

#### (1) 多様な保育の充実

就学前の教育・保育を安定して提供するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応し、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業など、多様な保育サービスの充実を図ります。

項目	内容
教育・保育の提供体制の充実（再掲） 町民福祉課	子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園の充実を図ります。
認定こども園の普及 町民福祉課	幼児期の教育・保育を総合的に提供する、認定こども園の普及に向けて取り組みます。
地域型保育事業の普及 町民福祉課	少人数の単位で、0歳から2歳を対象とする地域型保育事業の普及に向けて取り組みます。実施した場合には、地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所や認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設の連携支援の充実を図ります。
病児・病後児保育の実施（再掲） 町民福祉課	子どもが病気などのため、集団保育または家庭での保育が困難な場合で、かつ保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に専用施設で一時的に保育を行います。
延長保育事業の実施（再掲） 町民福祉課	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間の前後に時間を延長して保育を行います。
ファミリー・サポート・センター事業の実施（やないファミリー・サポート・センター）（再掲） 町民福祉課	育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員登録し、急な仕事や冠婚葬祭などによる変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう支援します。
子育て短期支援事業の実施（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲） 町民福祉課	保護者が病気などのため、児童の養育が一時的に困難となったとき、または育児に伴う負担を和らげるためなどに、児童養護施設などで一定期間児童を預かります。
一時預かり事業（一般型）の実施（再掲） 町民福祉課	保育所において、保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に保育を行います。
幼稚園の預かり保育事業及び一時預かり事業（幼稚園型）の実施（再掲） 町民福祉課	幼稚園において、在園児を対象に、通常の教育時間終了後や長期休業中の預かり保育を行います。

## (2) 放課後等の居場所の充実

児童健全育成の場として放課後児童クラブの充実を図るとともに、放課後子ども教室などの地域の子育て支援活動と連携し、多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

項目	内容
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (再掲)	保護者等の就業などにより、放課後に留守家庭となる小学生を対象とし、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。
町民福祉課	高学年の利用ニーズも考慮し、学校の余裕教室の活用や放課後子ども教室との連携により充実を図ります。
放課後子ども教室推進事業 (再掲)	学校の余裕教室や校庭などを利用し、地域の協力を得て、放課後などにおける子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保します。
社会教育課	

## 基本施策4-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進

個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

項目	内容
ワーク・ライフ・バランスに関する 広報・啓発	国・県との連携のもと、男女ともに仕事と生活の調和がとれた働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスについての理解を促進するとともに、働き方の見直しについての啓発を行います。
総務課	
家庭における男女共同参画の 推進	家庭において、父親、母親がともに子育てや家事の責任を担うよう「田布施町男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する啓発や、父親が育児にかかわりやすい環境づくりを進めます。
総務課	

## (2) 職場における理解の促進

育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着、子育てしやすい職業形態の導入など、事業主に対して積極的な子育て支援への取組、職場意識の醸成を促します。また、出産・子育てのために離職した保護者への就労支援を推進します。

項目	内容
継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ 総務課	男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、企業に対して子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように働きかけます。
多様な働き方についての普及啓発 総務課	男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業などに対してフレックスタイム制、ワークシェアリング、在宅勤務など、多様な働き方について普及啓発に努めます。
子育て支援に積極的な企業の紹介 総務課	県が実施する「子育て応援企業」をホームページや様々な事業において紹介します。



● ● 第6章 量の見込みと確保方策 ● ●



## 第6章 量の見込みと確保方策

### 1 提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、町全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

### 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援制度における「施設型給付」及び「地域型保育給付」に基づいた、保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育など、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

[表 認定区分]

支給認定区分	年齢	利用できる時間	利用できる施設
1号認定	3～5歳	1日4時間を標準として園則などにより各施設で定める教育課程に係る時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳	就労が120時間/月以上 ⇒1日最大11時間の中で必要となる保育時間 (保育標準時間)	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳	就労が48時間/月以上120時間/月未満 ⇒1日最大8時間の中で必要となる保育時間 (保育短時間)	保育所 認定こども園 小規模保育等

【現 状】令和6（2024）年4月1日現在

区 分		施設数	利用者数
保育所	0～2歳	4か所 (公立1園は1・2歳)	93人
	3～5歳	3か所	137人
	計	4か所	230人
幼稚園	3～5歳	2か所	47人

【確保方策】

- ◆ 今後も既存施設において量の見込みに対応する供給量を確保します。
- ◆ 3号認定の保育を拡充します。

[表 量の見込みと確保の内容／認定区分別]

単位：人

区 分		1号	2号	3号		
		(3～5歳教育)	(3～5歳保育)	(0歳保育)	(1歳保育)	(2歳保育)
(令和25年度)	①量の見込み	60	142	22	35	52
	②確保の内容	105	182	22	44	52
	教育・保育施設*	105	182	22	44	52
	地域型保育	—	—	—	—	—
	過不足(②-①)	45	40	0	9	0
(令和26年度)	①量の見込み	58	150	22	44	35
	②確保の内容	105	182	22	44	52
	教育・保育施設	105	182	22	44	52
	地域型保育	—	—	—	—	—
	過不足(②-①)	47	32	0	0	17
(令和27年度)	①量の見込み	53	144	22	42	43
	②確保の内容	105	182	22	44	52
	教育・保育施設	105	182	22	44	52
	地域型保育	—	—	—	—	—
	過不足(②-①)	52	38	0	2	9
(令和28年度)	①量の見込み	51	141	22	40	41
	②確保の内容	105	182	22	44	52
	教育・保育施設	105	182	22	44	52
	地域型保育	—	—	—	—	—
	過不足(②-①)	54	41	0	4	11
(令和29年度)	①量の見込み	47	129	22	38	41
	②確保の内容	105	182	22	44	52
	教育・保育施設	105	182	22	44	52
	地域型保育	—	—	—	—	—
	過不足(②-①)	58	53	0	6	11

\*教育・保育施設：保育所・幼稚園

[表 3号認定の保育利用率]

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
保育利用率(%)	65.6	71.1	69.0	71.5	74.2

\*保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育所・認定こども園・地域型保育事業に係る3号認定利用定員数の割合

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

#### (1) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

「こども家庭センター」は、従来の子育て世代包括支援センターがもつ機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目のない相談支援を行います。

##### 【現 状】

- ◆ 令和6（2024）年度までは利用者支援事業（母子保健型）として、保健センターで保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行ってきました。

##### 【確保方策】

- ◆ 令和7（2025）年度から、こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行います。

[表 利用者支援事業（こども家庭センター型）の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	箇所数	0	0	0	0	0

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報提供、助言などを行うとともに、子どもとその保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。

##### 【現 状】 令和5（2023）年度

区 分	箇所数	延利用者数
地域子育て支援拠点事業	1か所	1,188人/年

##### 【確保方策】

- ◆ 既存の施設1か所において実施します。

[表 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延利用児童数/年	1,368	1,260	1,284	1,260	1,224
②確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
	延利用児童数/年	1,368	1,260	1,284	1,260	1,224
過不足(②-①)	延利用児童数/年	0	0	0	0	0

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理と元気な赤ちゃんを出産するため必要な検査、計測、保健指導等の適切な定期健診を医療機関において実施します。

【現 状】令和5（2023）年度

区 分	延回数
妊婦健康診査	750回

【確保方策】

- ◆ すべての妊婦に対し実施します。

[表 妊婦健康診査の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延受診回数/年	690	665	653	641	629
②確保の内容	延受診回数/年	690	665	653	641	629
過不足(②-①)	延受診回数/年	0	0	0	0	0

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

【現 状】令和5（2023）年度

区 分	訪問児数
乳児家庭全戸訪問事業	53人

【確保方策】

- ◆ 生後4か月までの子どもがいる家庭すべてに対し実施します。

[表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延訪問件数/年	59	57	55	54	53
②確保の内容	延訪問件数/年	59	57	55	54	53
	訪問率	100%	100%	100%	100%	100%
過不足(②-①)	延訪問件数/年	0	0	0	0	0

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

【現 状】令和5（2023）年度

区 分	実人数
養育支援訪問事業	14人

【確保方策】

- ◆ 養育支援が必要な家庭に対し、保健師、保育士、ヘルパーなどを派遣し、実施します。

[表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	実人数/年	15	15	15	15	15
②確保の内容	実人数/年	15	15	15	15	15
過不足(②-①)	実人数/年	0	0	0	0	0

### ◇要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等に対する情報を共有し、関係機関が連携を図ることにより、適切な支援につなげます。

## (6) 子育て短期支援事業

【現 状】令和5（2023）年度

区 分	箇所数	延利用者数
子育て短期支援事業	2か所	0人

【確保方策】

- ◆ 利用希望に応じて近隣の児童養護施設などと委託契約を締結し、対応します。近年利用者がいないため、事業の周知を図ります。

[表 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延利用者数/年	22	22	22	22	22
②確保の内容	延利用者数/年	22	22	22	22	22
	箇所数	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員となり互いに助け合う相互援助活動です。

【現 状】令和5（2023）年度

- ◆ 柳井圏域で共同設置している「やないファミリー・サポート・センター」のサービスを利用する体制としています。

区 分	延利用者数
子育て援助活動支援事業	461人

【確保方策】

- ◆ 柳井圏域で共同設置している「やないファミリー・サポート・センター」を利用する体制で実施します。

[表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延利用者数/年	434	408	388	360	354
②確保の内容	延利用者数/年	434	408	388	360	354
過不足 (②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

### ① 一時預かり事業（一般型）

保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合などに、非在園児を対象として、保育所で一時的に保育を行います。

【現 状】令和5（2023）年度

区 分	箇所数	延利用者数
一時預かり事業（一般型）	4か所	52人

【確保方策】

- ◆ 今後も既存の施設での実施により確保します。

[表 一時預かり事業（一般型）の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延利用者数/年	64	64	64	64	64
②確保の内容	延利用者数/年	64	64	64	64	64
過不足 (②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園在園児の教育標準時間を超えた時間の保育を行います。

【現 状】令和5（2023）年度

区 分	箇所数
一時預かり事業（幼稚園型）	2か所

【確保方策】

- ◆ 今後も既存の施設での実施により確保します。

[表 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延利用者数/年	518	501	457	440	406
②確保の内容	延利用者数/年	518	501	457	440	406
	箇所数	2	2	2	2	2
過不足 (②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態に伴い、保育所において通常の保育時間を超えて、保育を行います。

【現 状】令和5（2023）年度

区 分	平均対象児童数
延長保育事業	105人

【確保方策】

- ◆ 今後も既存の施設での実施により確保します。

[表 延長保育事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	利用実人数	104	104	104	101	95
②確保の内容	利用実人数	104	104	104	101	95
過不足 (②-①)	利用実人数	0	0	0	0	0

## (10) 病児・病後児保育事業

病気の子どもについて、病院における専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業を実施します。

【現 状】令和5（2023）年度

- ◆ 本町内には実施事業所はありませんが、近隣の実施事業所のある市町と契約を締結することにより利用可能な環境を整えています。

区 分	田布施町、柳井市、平生町の共同事業 病後児保育所 延利用者数
病児保育事業	38人

【確保方策】

- ◆ 今後も、近隣市町のサービスと連携を図り実施します。

[表 病児保育事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	延利用者数/年	132	129	129	123	117
②確保の内容	延利用者数/年	132	129	129	123	117
	箇所数	3	3	3	3	3
過不足(②-①)	延利用者数/年	0	0	0	0	0

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者等が就労などにより昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

【現 状】令和6（2024）年度

区 分	箇所数	実利用者数
放課後児童健全育成事業	7か所（7クラブ）	216人

【確保方策】

- ◆ 既存のクラブにおいて、6年生までの児童を対象として実施します。
- ◆ 放課後子ども教室との連携や小学校の余裕教室の活用等により計画的に充実を図ります。
- ◆ 放課後子ども教室との一体化・連携、小学校の余裕教室等の活用等について、町民福祉課と教育委員会が連携を図ります。
- ◆ 放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れ体制の整備を図るとともに、支援員の専門性の向上を図ります。
- ◆ 利用ニーズに応じて機能の充実を図るとともに、支援員の研修を行うなど、質の向上を図ります。

- ◆ 放課後児童クラブの育成支援について町民の理解を深めるため、ホームページへの掲載や地域との連携により周知を図ります。

[表 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
①量の見込み	利用 人数	1年生	48	46	39	45	49
		2年生	49	37	35	30	35
		3年生	36	43	32	30	27
		4年生	35	29	35	25	24
		5年生	18	22	18	21	16
		6年生	14	11	14	11	13
		計	200	188	173	162	164
②確保の内容	利用定員	200	188	173	162	164	
過不足 (②-①)	利用定員	0	0	0	0	0	

## (12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・育児の援助を行います。

### 【確保方策】

- ◆ 支援が必要な家庭を対象に、保健師、保育士、ヘルパーなどを派遣し、実施します。

[表 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	利用実人数	5	5	5	5	5
②確保の内容	利用実人数	5	5	5	5	5
過不足 (②-①)	利用実人数	0	0	0	0	0

### (13) 妊婦等包括相談支援事業

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

#### 【確保方策】

- ◆ 令和7（2025）年度に設置するこども家庭センターで実施します。

[表 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の 見込み	面談実施延回数	171	165	162	159	156
	妊娠届出数	57	55	54	53	52
	面談実施回数/組	3	3	3	3	3
②確保の内容	実施延回数/年	171	165	162	159	156
過不足 (②-①)	実施延回数/年	0	0	0	0	0

### (14) 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができるよう支援します。

#### 【確保方策】

- ◆ 出産後の母親が安心して子育てができるよう、医療機関や自宅等で、助産師による母乳ケアや育児相談等を行います。

[表 産後ケア事業の量の見込みと確保の内容]

区 分			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
宿泊型	①量の見込み	延人数/年	20	20	20	20	20
	②確保の内容	延人数/年	20	20	20	20	20
	過不足 (②-①)	延人数/年	0	0	0	0	0
日帰り 型	①量の見込み	延人数/年	5	5	5	5	5
	②確保の内容	延人数/年	5	5	5	5	5
	過不足 (②-①)	延人数/年	0	0	0	0	0
訪問型	①量の見込み	延人数/年	50	50	50	50	50
	②確保の内容	延人数/年	50	50	50	50	50
	過不足 (②-①)	延人数/年	0	0	0	0	0

### (15) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

すべての子育て家庭を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育を行います。

#### 【確保方策】

- ◆ 保育所1か所において、事業を実施します。

[表 こども誰でも通園制度の量の見込みと確保の内容]

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	実人数/年	4	4	4	4	4
②確保の内容	実人数/年	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	実人数/年	0	0	0	0	0

### (16) その他の事業

令和4（2022）年の児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、本町の地域資源の状況等を踏まえ、計画期間内に実施を検討します。



● ● 第7章 計画の推進 ● ●



## 第7章 計画の推進

### 1 地域との協働体制の構築

子どもにかかわる地域団体等を育成・支援するとともに、団体相互の情報交換の促進や連絡調整を行い、地域と行政との協働体制を構築します。

### 2 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、庁内の関係課が連携を図り進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を図り、総合的な推進を目指します。

### 3 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

このため、「田布施町子ども・子育て会議」において、計画の進行状況を点検し、評価を行うとともに、その結果を広く住民に周知し、計画の効果的な見直し等を行います。

### 4 計画の指標

《計画の成果目標》

指標		令和5年度 (2023) 実績	令和11年度 (2029) 目標
田布施町が子育てがしやすい町だと思ふ保護者の割合	未就学児童	74.5%	80%以上
	小学生	65.3%	70%以上
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	未就学児童	45.3%	40%以下
	小学生	41.6%	37%以下
子育てについて気軽に相談できる人・場所がない(ない)保護者の割合	未就学児童	6.1%	0%
	小学生	12.0%	0%
相談体制が充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	48.0%	53%以上
	小学生	32.2%	37%以上
子どもや子育て支援に関する様々な情報提供が充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	41.4%	46%以上
	小学生	30.1%	35%以上
子どもの健康づくりを支援する体制が充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	40.3%	45%以上
	小学生	31.7%	37%以上
仕事と子育てを両立する保育サービスが充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	44.7%	50%以上
	小学生	32.7%	38%以上
用事、病気や育児づかれの時に、子どもを預けることができるサービスが充実していると思ふ保護者の割合	未就学児童	17.1%	22%以上
	小学生	14.5%	20%以上
地域には子どもと親が自由に集え、仲間をつくる場所があると思ふ保護者の割合	未就学児童	40.8%	46%以上
	小学生	26.2%	31%以上

《計画の取組目標》

指標		令和5年度 (2023) 実績	令和11年度 (2029) 目標		
基本目標 1	地域協育ネット運営委員会の実施	実施回数	1回	2回	
	放課後子ども教室の実施	箇所数	9か所	9か所	
	コミュニティスクールの設置数	箇所数	全校	全校	
	子育て家庭に配慮した町営住宅への入居	入居世帯数	18世帯	18世帯	
基本目標 2	児童発達支援センターの設置（圏域）	箇所数	－	1か所	
	保育所での障がいのある子どもの受け入れ	受け入れ人数	9人	4人	
	養育支援訪問事業の実施	実人数	14人	15人	
	子育て世帯訪問支援事業の実施	実人数	－	5人	
基本目標 3	こども家庭センターの設置	箇所数	－	1か所	
	乳児家庭全戸訪問事業の実施	訪問率	100%	100%	
	乳幼児健診の実施	1か月児	受診率	100%	100%
		3か月児		100%	100%
		7か月児		100%	100%
		1歳6か月児		100%	100%
		3歳児		92.7%	100%
子育て住まいる支援事業の実施	交付件数	30件	20件		
基本目標 4	教育・保育事業の提供（保育所）	待機児童	0	0	
	放課後児童クラブの実施	待機児童	0	0	

● ● 資料 ● ●



## 1 田布施町子ども・子育て会議条例

平成31年3月27日

条例第8号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、田布施町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項第1号から第3号までに掲げる事務に関し、町長に意見を述べるほか、同項第4号の規定により、子ども・子育て支援の施策に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 公募により選出した町民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 田布施町子ども・子育て会議委員名簿

令和6(2024)年4月1日現在

No	選出区分	所属区分	所属	役職	氏名
1	保育園関係者	私立保育園	社会福祉法人 放光会	理事長	出井 真治
2	保育園関係者	公立保育園	城南保育園	園長	福田 美佐子
3	幼稚園関係者	私立幼稚園	田布施幼稚園	園長	桑原 真弓
4	学校関係者	小学校長会代表	麻郷小学校	校長	川本 卓
5	子どもの保護者	就学後保護者 (小学校PTA代表)	麻郷小学校 PTA	会長	松村 文彦
6	児童委員	主任児童委員	田布施町 児童委員	代表	小島 富江
7	母子保健推進 委員	母子保健推進 協議会会長	母子保健 推進協議会	会長	中道 和恵
8	子ども会育成 連絡協議会代 表	子ども会育成 連絡協議会会長	子ども会育成 連絡協議会	会長	竹谷 和彦
9	子育て支援 事業関係者	地域子育て 支援拠点	子育て支援センター おんとも	代表	原田 陽子
10	行政機関	健康保険課	保健センター	保健師	平仙 絵美
11	行政機関	学校教育課	学校教育課	課長	山中 浩徳
12	行政機関	社会教育課	社会教育課	課長	福田 幸治
13	行政機関	町民福祉課	町民福祉課	課長	長合 保典

### 3 子ども・子育て支援法（抜粋）

平成二十四年法律第六十五号

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

##### （市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
  - 二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）
  - 三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
  - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
    - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
    - ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの
  - 八 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
  - 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
    - イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
    - ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
  - 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
  - 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
  - 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

### （基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
  - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
  - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
  - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
  - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
  - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
  - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (都道府県知事の助言等)
- 第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- (国の援助)
- 第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

## 第七章 市町村等における合議制の機関

- 第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
  - 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
    - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
    - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
  - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

### 第3期田布施町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7（2025）年3月  
発行 田布施町  
編集 田布施町 町民福祉課  
〒742-1592 熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1  
Tel 0820-52-5810 Fax 0820-52-5967

